

# 令和4年第2回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和4年3月8日(火曜日)

## 議事日程 第1号

令和4年3月8日(火曜日) 午前9時開議

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2  | 会期の決定   |
| 日程第 3  | 議長諸報告   |
| 日程第 4  | 月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会委員長報告                                  |
| 日程第 5  | 請願・陳情文書表  |
| 日程第 6  | 報告第 1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について                                 |
| 日程第 7  | 報告第 2号 令和2年度(繰越)みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場(柔剣道場)天井等改修工事請負変更契約の専決処分報告について |
| 日程第 8  | 報告第 3号 令和2年度(繰越)みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事請負変更契約の専決処分報告について           |
| 日程第 9  | 報告第 4号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設改良工事(2工区)請負変更契約の専決処分報告について  |
|        | 報告第 5号 令和2年度道路メンテナンス補助事業町道栗沢西線藤原湖大橋橋梁補修工事請負2次変更契約の専決処分報告について    |
|        | 報告第 6号 令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原栗沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負2次変更契約の専決処分報告について   |
| 日程第 10 | 議案第 2号 みなかみ町教育委員会委員の任命について                                      |
| 日程第 11 | 議案第 3号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について                                |
|        | 議案第 4号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について                                |
|        | 議案第 5号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について                                |
| 日程第 12 | 議案第 6号 みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例外について                              |
| 日程第 13 | 議案第 7号 みなかみ町農業委員会委員の任命について                                      |
| 日程第 14 | 議案第 8号 みなかみ町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について                        |
| 日程第 15 | 議案第 9号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について                        |
| 日程第 16 | 議案第 10号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                          |
|        | 議案第 11号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について             |
|        | 議案第 12号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を                         |

改正する条例について

- |       |          |  |
|-------|----------|--|
| 日程第17 | 議案第13号   | みなかみ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について                                   |
| 日程第18 | 議案第14号   | みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について         |
| 日程第19 | 議案第15号   | みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について                                  |
| 日程第20 | 議案第16号   | みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について                          |
| 日程第21 | 議案第17号   | みなかみ町道路構造基準条例の一部を改正する条例について                                    |
| 日程第22 | 議案第18号   | みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について                         |
| 日程第23 | 議案第19号   | みなかみ町地区公園条例の一部を改正する条例について                                      |
| 日程第24 | 議案第20号   | みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について                                  |
| 日程第25 | 議案第21号   | みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例について                                       |
| 日程第26 | 議案第22号   | みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について                                   |
|       | 議案第23号   | みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について                                      |
| 日程第27 | 議案第24号   | 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について                                    |
| 日程第28 | 議案第25号   | 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について                       |
| 日程第29 | 議案第26号   | 町道路線廃止について   |
|       | 議案第27号   | 町道路線認定について   |
| 日程第30 | 議案第28号   | 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）について                                    |
|       | 議案第29号   | 令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について                              |
| 日程第31 | 議案第30号   | 令和4年度みなかみ町一般会計予算について   |
|       | 議案第31号   | 令和4年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について                                     |
|       | 議案第32号   | 令和4年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について                                    |
|       | 議案第33号   | 令和4年度みなかみ町介護保険特別会計予算について                                       |
|       | 議案第34号   | 令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について                                      |
|       | 議案第35号   | 令和4年度みなかみ町水道事業会計予算について   |
| 日程第32 | 一般質問     |  |
|       | ◇ 高橋市郎 君 | ・・・ 1. 地域防災について<br>2. アフターコロナ時代における地域活性化について<br>3. 令和4年度予算について |
|       | ◇ 窪田金嘉 君 | ・・・ 1. 財政難への苦悩   |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



## 開 会

午前9時 開会

議 長（山田庄一君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、発言時を含め常時マスクの着用をお願いいたします。なお、アクリル板設置場所に限り、マスクを外しての発言を認めます。

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和4年第2回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

## 町長挨拶

議 長（山田庄一君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、3月定例議会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

12月定例会以降、閉会中も議員各位におかれましては議員活動を行っていただき、また、各常任委員会等を頻繁に開催され、施策の検討をいただきました。熱心な議員活動に改めて敬意を表する次第であります。

さて、令和4年も早くも3か月目となりました。ここにきてようやく待ち遠しかった春の訪れを感じるようになりました。今年の冬は長く厳しい寒い日が続き、例年を超える積雪量となりました。スキー場関係者は雪の恩恵に喜んでいると思っておりましたが、先日、藤原のスキー場関係者と意見交換をする機会がありましたが、その中で、年明けのまん延防止重点措置の適用から学校のスキー教室がキャンセルになって、入り込みはいま一つという話を伺いました。コロナ感染症の影響がいろいろなところに出ていると痛感しております。

その新型コロナウイルス感染症ですが、第6波では小児の感染者も多く、新規感染者数が減少に向かわない現状です。3月2日、群馬県はまん延防止重点措置期間の再延長を国に要請し、3月21日まで延長されました。

みなかみ町においても、2月から順次3回目のワクチン接種が始まっております。町民の皆さんには、感染防止対策の上からもワクチン接種にご理解をいただきたいと思っております。そして、一日も早く収束し、経済の復興がかない、町民皆様の生活が通常に戻ることを願

っています。

2月8日、上毛高原駅を核としたまちづくり構想策定委員会より、まちづくり構想の提言がありました。2つのプロジェクトがありまして、1点目が駅名確定プロジェクト、2点目が新幹線駅周辺まちづくりプロジェクトの提言をいただきました。今後、町では2つのプロジェクトの実現に向け、関係者と連携して取り組んでいきたいと考えております。

また、令和4年4月の新みなかみ中学校開校に伴い、22日に藤原中学校、水上中学校、25日に新治中学校の閉校記念式典が行われました。3月25日には月夜野中学校の閉校記念式典が行われる予定です。閉校となる中学校の関係者の皆様には、惜別の念のあることと拝察いたしますが、町としても、引き続き教師と生徒がしっかりと向き合い、学校生活に満足感や達成感が得られる教育環境づくりに努めてまいります。

さて、3月定例議会に提案いたします案件は、報告6件、人事5件、条例16件、補正予算2件、当初予算6件、その他5件であります。詳細につきましては、後ほど説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

---

## 開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（山田庄一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

2番 茂 木 法 志 君

14番 高 橋 市 郎 君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（山田庄一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月8日より3月18日までの11日間としたい考え方であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月8日より3月18日までの11日間とすることに決定されました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議長（山田庄一君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、多くの行事が中止や延期となりました。このような中で令和4年を迎え、1月9日には消防出初め式が挙行され、出席いたしました。

地域住民に最も密接な関係を持って活躍されている消防団の皆様方が、日々訓練に積極的に励まれておりますことに、改めて感謝の意を表すところであります。

また、同日、成人式も挙行され、出席いたしました。

新成人の皆さんには、これを契機として、これからの人生に誇りと責任を持って大いに前進されることを期待するものであります。

1月14日には景観審議会が開催され、出席いたしました。

1月17日及び2月10日には、定例利根郡議長会や利根沼田広域市町村圏振興整備組合の定例議員協議会が開催され、2月10日には利根沼田学校組合議会議員協議会も開催され、出席いたしました。

1月26日には利根郡議長会管内研修視察が実施され、利根沼田学校組合及び沼田市ほか2か村清掃施設組合の現状と課題について研修が行われました。

2月17日には群馬県町村議会議長会定期総会がオンラインで開催され、出席いたしました。

2月21日には利根沼田広域市町村圏振興整備組合議会定例会や利根沼田学校組合議会定例会が開催され、出席いたしました。

2月22日には藤原中学校及び水上中学校閉校記念式典が挙行され、議会を代表して石坂総務文教常任委員長に出席していただきました。

2月25日には新治中学校閉校記念式典が挙行され、出席いたしました。

その他日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして議長諸報告といたします。

---

### 日程第4 月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会委員長報告

議長（山田庄一君） 日程第4、月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会委員長報告を議題といたします。

所管の委員長の報告を求めます。

月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会委員長森健治君。

(月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会委員長  
森 健治君登壇)

**月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会委員長（森 健治君）** それでは、本委員会の最終報告ということで報告をさせていただきます。

なお、本委員会につきましては、一昨年12月定例会におきまして議会の承認をいただきまして、その後7回の会議を開きました。その会議の中で、各委員さんに熱心にご議論いただきました結果がこの報告書となっております。

それでは、報告させていただきます。

月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会報告書。

本委員会の目的は、月夜野地区統合小学校に望まれる理想の設備、環境、体制等について意見を出し合い、当局が取り組むべき事項について議会としての基本的な考えを示すこととあります。

みなかみ町教育委員会では、教育基本方針を次のように示しておりまして、この方針を実現するために望まれる教育環境が、理想の教育環境につながるものと考え議論を行ってまいりました。

みなかみ町教育方針の基本方針でございます。郷土みなかみを愛し、思いやりを持って、たくましく生きる児童・生徒の育成を目指し、教育水準の向上に努める。

議論の中で特に重要視したことは、児童と教師双方の機能的な強化だけでなく、保護者や地域も含めた関わり合いの中で営まれる学校運営である。児童自身が地域社会とつながり、学び、体験する機会の創出は大変重要であります。また、学校と地域が一体となることは地域の子供たちは地域全体で育てるという住民意識の向上にもつながり、児童が地域と関わり合いながら安心して学校に通うことができる環境整備を行いたいという思いの下、議論が重ねられました。

議論の結果、基本方針を実現するために望まれる教育環境についてを下記のとおり提言いたします。

なお、ここに(1)、また丸数字、丸、そして黒ポチ等が表記してありますけれども、括弧書きの数字につきましてはこの基本方針を3分割いたしまして、それぞれのテーマにのっとり話し合ってまいりました。丸数字につきましては、このテーマについてどのようなことが考えられるかというのをそれぞれ出し合っていただきまして、その白丸なんですけれども、これについては、これを実践するにはどのようなことが考えられるかというのを丸で示しております。また、その下に黒ポチというんですか、黒い点があると思うんですけれども、それについては具体的に町当局に我々委員会のほうから提案、または提言という形で示させていただいております。

それでは、報告させていただきます。

まず、(1) 郷土みなかみを愛する。

郷土の歴史、文化、伝統、そして自然環境を体感し、対外的な視野に立ち、地域と自分

の関わりを常に意識することにより、子ども達の郷土への誇りを高めることを目指す。

これについてどのようなことが考えられるかということで、①郷土の歴史、文化、伝統、そして自然環境を体感するための環境。①のテーマについてどのような実践を行っていくべきかと言うことで、丸を示させていただいております。

まず初めに、コミュニティスクールの推進と学校運営協議会の設置を行う。

申し遅れましたけれども、黒ポチにつきましては、非常に長くなってしまいますので、後でご確認をいただくということで今回は割愛させていただきます。

②といたしまして、対外的な視野で地域と自分との関わりを常に意識するための環境。地域と自分の関わりを意識するためには、町内外、国外から郷土を俯瞰し、俯瞰する対外的な視野を必要と考えております。

そのためには、県内外の学校との学校交流の充実を図る。国際協力、国際理解の学習の充実を図る。

(2)といたしまして、思いやりを持つ。

それについては、自分のことを大切にし、周りの人と関わり合いを持ち、相手の考えを尊重することにより、子ども達の自律心と協調性を育む。

それについて考えられることといたしまして、①自分のことを大切に思える環境。障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人々が利用しやすい生活環境を前もってデザインするユニバーサルデザインを重視した環境を整える。

それについての実践といたしまして、校内相談支援体制の充実を図る。障がいのある児童に対する支援体制の充実を図る。災害等の緊急時に備えた体制の強化を図る。

②といたしまして、周りの人と関わり合いを持つ環境。思いやりの心は様々な人に関わり合いながら自分の思いどおりにならないことにぶつかり、自分の思いや考えに気づき、人と関わる態度を学ぶなどで育つものと考えております。

それについて実践といたしまして、児童が積極的にボランティア活動に参加できる環境を整える。こ・——このことというのはこども園のことです——小・中にて学校見学等を行い、学年や学校を超えた連帯教育の推進を図る。図書室を地域住民へ開放する。町は就学の準備として保護者と子どもを含めた交流事業を行う。

③といたしまして、相手の考えを尊重する。これにつきまして、相手の考えに耳を傾けることに加え、自分の意見を相手に伝える等の相互理解を求める機会が必要と考えます。

それを実践するに当たりまして、タブレット端末を活用した教師と児童での意見交換ができる環境を整備する。

(3)といたしまして、たくましく生きる。

確かな学力と健康を維持する体力を身につけ、チャレンジする精神を大切にすることにより、子ども達の向上心を育む。

これについて考えられることといたしまして、確かな学力が身につく環境。確かな学力とは、知識、議論に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する姿勢や能力のことと考えます。

それを実践することといたしまして、全教員が十分にICT教材を使いこなせるような

環境を整備する。授業に参加できない児童——例えば不登校のお子さんでありますとか、病気療養中のお子さんでありますとか——等が参加できる環境を整備する。児童の読書環境を整備する。

②といたしまして、健康を維持する体力。体力の向上と心身の健康の維持、推進を図ることが必要と考えられます。

それを実践するには、遊びを通して体力づくりができるよう十分な遊具と広い校庭を整備する。学校給食における地産地消等、町の農業を意識した食育を推進する。外部指導者及び地域スポーツ団体と連携し、放課後に安心して遊んだり体を動かせる場所や体制を整える。

③といたしまして、チャレンジする精神。絶えず考えるの精神を大切にした教育の実践が必要と考えられます。

それを実践するに当たりまして、ユネスコエコパークやSDGsをテーマにした研究活動の充実を図るために、地域と連携した授業ができる体制を整える。英語学習において、自ら積極的に英語の表現ができる環境を整えるため、十分なALTを確保する。

以上、学校と地域が一体となり、子供たちにとってよりよい教育環境が十分に整備されることを希望いたしまして、報告いたします。

議長（山田庄一君） 委員長の報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

委員長報告について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて委員長報告の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会については、本日を持って終了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別委員会については、本日をもって終了することに決定されました。

## 日程第5 請願・陳情文書表

議長（山田庄一君） 日程第5、請願・陳情文書表を議題といたします。

今期定例会における請願・陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

〔巻末 参考資料〕

議長（山田庄一君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

---

日程第6 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

議長（山田庄一君） 日程第6、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より、専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

本損害賠償事案は、除雪車による物損事故を原因とする損害賠償でございます。

令和4年2月7日、午前8時30分頃、みなかみ町役場水上支所駐車場内の除雪作業を行っていた際、過って水上支所前交差点の歩道用信号機に接触、信号機を破損させてしまったもので、損害賠償の額は7万5,900円であります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年2月22日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

議長（山田庄一君） 以上で、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを終わります。

---

日程第7 報告第2号 令和2年度（繰越）みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場（柔剣道場）天井等改修工事請負変更契約の専決処分報告について

議長（山田庄一君） 日程第7、報告第2号、令和2年度（繰越）みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場（柔剣道場）天井等改修工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より、専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 報告第2号についてご報告いたします。

令和3年9月議会において、契約締結の議決を得て、みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場（柔剣道場）天井等改修工事を施工してきたところですが、工事の進捗状況に伴い、空調設備工事において支障となるため、遠赤外線暖房機配管の一部を撤去、再施工する予定でしたが、クリアランス確保等により作業不要となったため、その部分が減額となります。

一方、既設天井材を撤去した箇所左官等の補修、天井撤去により、露出してしまう箇所にアンクルを設置、避難口誘導灯をLEDタイプに更新、2階アリーナの棟部に設置している自火報感知器の老朽及び屋根の雨漏りにより異常発報するため、器具の交換を行い、

それぞれ増額となります。

以上、増減の変更理由により22万円を増額し、契約金額を5,214万円として変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項規定により、令和4年1月17日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

**議長（山田庄一君）** 以上で、報告第2号、令和2年度（繰越）みなかみ町立月夜野中学校屋内運動場（柔剣道場）天井等改修工事請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

---

**日程第8 報告第3号 令和2年度（繰越）みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事請負変更契約の専決処分報告について**

**議長（山田庄一君）** 日程第8、報告第3号、令和2年度（繰越）みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より、専決処分報告の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

**町長（鬼頭春二君）** 報告第3号についてご報告を申し上げます。

令和3年9月議会で契約の議決を得て、中央公民館エレベーター設置工事を施工してきたところであります。工事の進捗に伴い、エレベーターを新型コロナウイルス感染防止対策として非接触登録装置に仕様変更したことや、設計内容の精査などにより355万3,000円を増額し、契約金額を7,505万3,000円として変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和4年2月1日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

**議長（山田庄一君）** 以上で、報告第3号、令和2年度（繰越）みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

---

**日程第9 報告第4号 令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設改良工事（2工区）請負変更契約の専決処分報告について**

**報告第5号 令和2年度道路メンテナンス補助事業町道粟沢西線藤原湖大橋橋梁補修工事請負2次変更契約の専決処分報告について**

**報告第6号 令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原粟沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負2次変更契約の専決処分報告について**

**議長（山田庄一君）** 日程第9、報告第4号、令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設改良工事（2工区）請負変更契約の専決処分報告についてから報告第6号、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原粟沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負2次変

更契約の専決処分報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、専決処分報告の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

**町長(鬼頭春二君)** 報告第4号から第6号まで、いずれも工事請負変更契約の専決処分の報告でありますので、一括してご説明申し上げます。

まず、報告第4号、令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設改良工事(2工区)請負変更契約の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和2年12月定例議会で契約の議決を得て施工してきたところですが、工事の進捗に伴い、流末排水路において延長の減工により144万1,000円を減額し、契約金額を6,510万9,000円として変更契約するものであります。

続きまして、報告第5号、令和2年度道路メンテナンス補助事業町道栗沢西線藤原湖大橋橋梁補修工事請負2次変更契約の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和2年12月定例議会で契約の議決を得て施工し、令和3年9月定例議会で請負1次変更契約の議決を得て施工してきたところですが、工事の進捗に伴い、地覆の高欄支柱設置に伴う鉄筋探査工の減工に伴い26万4,000円を減額し、契約金額を1億660万1,000円として2次変更契約するものであります。

最後に、報告第6号、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原栗沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負2次変更契約の専決処分報告についてご説明申し上げます。

令和3年6月定例議会で契約の議決を得て施工し、令和3年9月定例議会で請負1次変更契約の議決を得て施工してきたところですが、工事の進捗に伴い、地覆の高欄支柱設置に伴う鉄筋探査工の減工に伴い89万1,000円を減額し、契約金額を1億6,199万7,000円として2次変更契約するものであります。

いずれも地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告をさせていただきます。

**議長(山田庄一君)** 以上で、報告第4号、令和2年度社会資本整備総合交付金事業町道悪戸矢瀬線道路新設改良工事(2工区)請負変更契約の専決処分報告についてから報告第6号、令和3年度道路メンテナンス補助事業町道藤原栗沢線藤原湖大橋橋梁補修工事請負2次変更契約の専決処分報告についてまで、以上3件を終わります。

---

#### 日程第10 議案第2号 みなかみ町教育委員会委員の任命について

**議長(山田庄一君)** 日程第10、議案第2号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長（鬼頭春二君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

現在、教育委員として平成23年よりご活躍いただいております阿部剛氏が3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き教育委員として阿部剛氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

阿部剛氏は、豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、教育委員として適任者であります。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本委員の任命について議会の同意を得たく提案するものであります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第2号の質疑を終結いたします。

これより議案第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第2号の討論を終結いたします。

議案第2号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、みなかみ町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

日程第11 議案第3号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第4号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第5号 みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長（山田庄一君） 日程第11、議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから議案第5号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第3号から議案第5号まで、いずれも固定資産評価審査委員会委員の選任に関するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第3号についてご説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいておりますみなかみ町月夜野697番地13の櫛渕哲夫氏が令和4年3月24日をもって任期満了となります。引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号についてご説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員としてご活躍いただいておりますみなかみ町川上197番地3の木暮勤氏が令和4年3月24日をもって任期満了となります。引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

お二人とも、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会委員として適任であります。

なお、任期は令和4年3月25日から令和7年3月24日までの3年間でございます。

続きまして、議案第5号についてご説明いたします。

現在、固定資産評価審査委員会委員であるみなかみ町入須川1872番地の神保進氏が令和4年3月24日をもって任期満了となります。次期委員としてみなかみ町布施72番地1の永井泰一氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

永井氏は、みなかみ町会計課長などを務められ、人格、識見ともに優れ、固定資産評価審査委員会委員として適任であります。

なお、任期は令和4年3月25日から令和7年3月24日までの3年間でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第3号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第3号の質疑を終結いたします。

次に、議案第4号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

次に、議案第5号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第3号の討論を終結いたします。

議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意されました。

これより議案第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意されました。

これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、みなかみ町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意されました。

---

日程第12 議案第6号 みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例外について

議長（山田庄一君） 日程第12、議案第6号、みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例

外についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長 (鬼頭春二君) 議案第6号についてご説明申し上げます。

農業委員の任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、農業委員の過半は認定農業者であることが求められております。しかしながら、認定農業者数が農業委員定数の8倍に満たない市町村においては、認定農業者OBや認定農業者の親族等についても議会の同意を得た上で認定農業者に準ずる者として取り扱うとの例外規定が設けられているところであります。

さらに、この規定により難しい場合については、議会の同意を得た上で、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とすることができるとされております。

みなかみ町における認定農業者数は定数の8倍を満たしておらず、委員の過半数を認定農業者及び準ずる者とするということについても困難を生ずるものであります。

したがって、農業委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び準ずる者とするということについて議会の同意をいただくものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例外についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、みなかみ町農業委員会委員の認定農業者過半の例外については原案のとおり同意されました。

議長（山田庄一君） 日程第13、議案第7号、みなかみ町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

みなかみ町農業委員会委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであり、委員の榎渕武重、近藤民治、内海博光、林功、斉藤忠、青柳健市、鈴木保雄、中島博恵、須藤栄寿、阿部均司、藤井好博、庭野明、阿部敏男、原澤幸好、原澤章、田村隆司、高橋品子、戸澤奈実恵の18名については、農業に識見があり、地域のリーダーとして活躍されており、団体等からのご推薦をいただいております。

また、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者として中島エリ氏を団体からご推薦いただいております。

以上19名の皆様は、農業委員として適任と考えますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町農業委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

---

日程第14 議案第8号 みなかみ町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第14、議案第8号、みなかみ町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第8号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、今年度から全庁的に実施してまいりました押印等を求める行政手続及び内部手続の見直しに関する4つの条例の一部を一括改正するものであり、みなかみ町固定資産評価審査委員会条例、みなかみ町職員のサービスの宣誓に関する条例、みなかみ町在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例、みなかみ町火入れに関する条例が該当となります。

まず、みなかみ町固定資産評価審査委員会条例につきましては、令和3年度の税制改正に基づき、審査申出の手続等における書面への押印及び署名を廃止するものであります。

次に、みなかみ町職員のサービスの宣誓に関する条例につきましては、サービスの宣誓の際に必要なであった書面への署名を廃止するものであります。

さらに、みなかみ町在宅ねたきり老人等介護慰労金支給条例につきましては、慰労金支給の際に受領印を徴していた対象者名簿の様式規定を廃止するものであります。

最後に、みなかみ町火入れに関する条例につきましては、森林等への火入れ許可申請を行う際に必要であった書面への押印を廃止するものであります。

いずれも押印見直しによる申請事務等の簡略化が見込め、町民等の負担軽減及び職員の内部事務手続の効率向上にもつながると考えております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第9号 みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第14、議案第9号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第9号についてご説明申し上げます。

人事院は令和3年人事院勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行いました。この中で、国家公務員に関わる妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされ、当該措置のうち非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等に係る事項が令和4年4月1日施行されることとなりました。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第4項により、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められているところであり、国と同様の措置を講ずるものであります。

改正の主な内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止するものであります。また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定するものであります。

なお、施行期日については、令和4年4月1日を予定しております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

これより議案第9号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

については原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第10号 みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第16、議案第10号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第12号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまで、以上3件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第10号から議案第12号まで、いずれも人事院勧告に伴う改正でありますので、一括してご説明申し上げます。

議案第10号についてご説明申し上げます。

人事院は令和3年8月10日に、民間給与との格差に基づき特別給（ボーナス）の支給を0.15月引き下げる勧告を行いました。また、群馬県人事委員会においても、人事院勧告に準じた勧告がされております。これらの勧告を踏まえて、本町においても職員の給与等について改正条例を提出するものであります。

今回の改正は、特別給（ボーナス）について年間4.45月を4.3月に0.15月分の引下げを行うものであります。国においては、本年度の引下げに相当する額について令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うため、町においても同様の措置を講ずるものであります。

次に、議案第11号、議案第12号についてご説明申し上げます。

みなかみ町長、副町長及び教育長並びに議会議員の特別給、期末手当について、国の特別職に準じ、年間期末手当を0.15月分の引下げを行うものであります。

国においては、一般職の国家公務員給与改定とともに特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が既に国会に提出されております。本年度の引下げに相当する額については、一般職と同様に令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行います。

以上が改正の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町長、副町長及び教育長の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、みなかみ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17 議案第13号 みなかみ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第17、議案第13号、みなかみ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第13号についてご説明申し上げます。

成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とした民法の一部を改正する法律が平成30年6月20日に公布され、令和4年4月1日から施行となります。

これに伴い、まちづくり基本条例第7条第5項の「満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有します。」を削除して条例を改正するものであります。

第5項を削除しても、第1項に町民は、まちづくりの主役である旨の町民全体を指す包括的な規定がありますので支障はありません。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町まちづくり基本条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第14号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第18、議案第14号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第14号についてご説明申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により事業を進めていますが、この条例の基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、整合を図るため改正を行うものであります。

改正の内容は、特定教育・保育施設等の業務負担軽減等を図る観点から、特定教育・保育施設等における諸記録の作成及び保存等について、この条例において書面等により行うことが規定されているものを書面に代えて電磁的記録による対応を認める旨の改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第15号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第19、議案第15号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第15号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、昨年度に続き附則第3項における借換え制度に係る特例措置の継続に伴う措置であります。

群馬県では、中小企業者への支援策並びに小口資金に係る返済負担の軽減策として、平成15年度以降、融資を受けている事業者の売上が減少等の要件を満たす場合、平成21年12月から借換え要件緩和の特例措置を行っております。

令和4年度も引き続き実施する旨の通知が群馬県からありましたので、みなかみ町も連携して運用していることから、附則第3項中の「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるための改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第16号 みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第19、議案第16号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第16号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、相俣ダム周辺レクリエーション施設の利用区分及び利用料金等を利用実態に合わせて改正するものであります。

初めに、利用区分の変更については、第4条第1項第2号中の「テニスコート」を「キャンプ場」に改めるものであります。

次に、利用料金の変更については、第9条に關係する別表中の「赤谷川上流広場テニスコート、1面半日2,200円」を「赤谷川上流広場キャンプ場フリーサイト、1張1泊3,000円」に改めるものであります。

本施設については、施設の老朽化や利用者の減少が続いており、専用許可者である河川管理者の同意の下、利用方法を検討したところ、実証的にキャンプサイトとしての需要が多いことが確認されております。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町相俣ダム周辺レクリエーション施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

議長(山田庄一君) ここで暫時休憩します。

再開を10時25分とします。

(10時10分 休憩)

---

(10時25分 再開)

議長(山田庄一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### 日程第21 議案第17号 みなかみ町道路構造基準条例の一部を改正する条例について

議長(山田庄一君) 日程第21、議案第17号、みなかみ町道路構造基準条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第17号につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、道路法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、道路構造令の一部改正が施行されたことによる改正であります。

改正の内容につきましては2点ございます。

1点目は、交通安全施設の道路附属物の項目に自動運行補助施設を追加すること、2点目は歩行者利便増進道路の構造の基準を追加するものであります。群馬県において、群馬県道路構造条例の一部改正について令和4年4月1日施行予定であり、みなかみ町においても県同様に本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第17号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第17号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町道路構造基準条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町道路構造基準条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第22 議案第18号 みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（山田庄一君） 日程第22、議案第18号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、本町への定住促進及び地域の活性化を図り、入居率を増加させるため改正を行うものであります。

具体的には、鹿野沢定住促進住宅における入居要件を緩和するため、単身入居を可能とする特例を設けるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について質疑ありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 今、説明で特例を置かれるということの内容だったと思うんですけども、その部分で添付資料で3条の部分が略されているんですけども、関連がありますので3条の部分の内容を教えてくださいと思います。

議 長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） 3条で入居対象者になろうかと思えます。定住促進住宅の入居対象者は、町内に住所を有する又は本町に移住を希望する者で、次の各号のいずれかに該当することになります。1番としては、若年夫婦、入居時に夫婦の年齢の合計が90歳未満の夫婦、子育て世帯、入居時に中学校卒業までの子供や妊婦がいる世帯。2、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は入居することはできないということで、暴力団員、町税を滞納している者ということになっております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） 今、定住促進住宅についての提案をいただきました。町もいろんな施設を整理していこうと、特に町営住宅については入居率が低いと、こういうことが指摘されています。今回定住者促進住宅ということで出されてきたわけですが、一般の町営住宅、特に藤原の町営住宅についていろいろ今までやり取りがあったかと思えますけれども、それらも含めて用途変更を含めた入居率を高める、その方策を、そういう施策を取る姿勢でいくのかどうか、その辺のこれからの町営住宅に対する施策についての考えをお聞かせいただきたいと思えます。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町営住宅は建設した当時は要望がたくさんあって、入居者も100%に近い入居率の数字を確保できたというふうに思っています。最近はやっぱ空き室が多くて空いているところが多いという傾向にあります。2年ぐらい前から用途変更して、町営住宅の方の入居要件がちょっと厳しいものがありますが、入居要件を緩和できるような用途廃止をしている方々に利用していただけるような方策を取っていきたくところで順次進めております。これからもそういった傾向を求めていかないと入居率は高まらないのかなという気がしておりますので、状況を見ながら、用途廃止等をしながら入居率を高めるようなことを考えてみたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

これより議案第18号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議 長（山田庄一君） 日程第23、議案第19号、みなかみ町地区公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、うららの郷に既存する公園2か所に正式名称がなかったため、地域住民より名称を募集し、名称を集会所を起点とし、西側の公園をうららの郷西公園、東の公園をうららの郷東公園とするものであります。地区公園条例に上記名称を規定することにより適正な維持管理等に取り組むため、地区公園条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第19号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町地区公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町地区公園条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第20号 みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例について

議 長（山田庄一君） 日程第24、議案第20号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長(鬼頭春二君) 議案第20号についてご説明申し上げます。

今回の改正内容につきましては、中学校の統廃合に伴い、第4条第1項に規定してあります学校給食の共同調理等をする対象校に、4月から開校する新生みなかみ中学校を加え、月夜野中学校、水上中学校、藤原中学校及び新治中学校を削る改正であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

これより議案第20号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、みなかみ町学校給食センター条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第21号 みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例について

議 長(山田庄一君) 日程第25、議案第21号、みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町 長(鬼頭春二君) 議案第21号についてご説明申し上げます。

みなかみ町中央公民館エレベーター設置工事に伴い、2階にあったリエントリールームの場所がエレベーターホールとなったため、会議室全体の利用方法を検討し、3階の研修室をリエントリールームに変更いたしました。さらに、会議室、大会議室は、移動式の間仕切り壁を設置して二部屋に分け、それぞれ会議室A・B、大会議室A・Bといたしましたので、第9条の別表のみなかみ町中央公民館の会議室の名称及び利用料金を改正するも

のであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

これより議案第21号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。

議案第21号、みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号、みなかみ町公民館条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

教育長。

教育長（田村義和君） 暫時休憩をお願いできませんでしょうか。

議長（山田庄一君） ここで暫時休憩します。

（10時40分 休憩）

---

（10時46分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 発言の訂正

議長（山田庄一君） ただいま生涯学習課より、日程第26の前に議第23号について訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

生涯学習課。

（生涯学習課長 河合博市君登壇）

生涯学習課長（河合博市君） すみません。議案第23号の1ページ目をご覧いただきたいのですが、別表第1の一番下のところ、旧みなかみ町新治中学校第2グラウンドなんですけれども、こちらが空欄になっております。この空欄なんですけれども、印刷ミスと確認チェック漏れで空欄になってしまったところがありますので訂正をお願いしたいと思います。

訂正の内容につきましては、5ページ目、みなかみ町体育施設条例新旧対照表のほうを

ご覧いただきたいと思うんですが、改正案のほうの別表第1の一番最後のところに、みなかみ町旧新治中学校第2グラウンドというのが新しい名称で、住所につきましてはみなかみ町布施430番地が入りますので、そちらのほうに訂正をお願いしたいと思います。

もう一点なんですけれども、3ページ目になるんですけれども、表の一番最後のところ、旧みなかみ町新治中学校第2グラウンドとなっていて料金のほうが入っていない状態なんですけれども、こちらについても新旧対照表の9ページをご覧いただければと思います。

こちらの表の一番最後、みなかみ町旧新治中学校第2グラウンドという名称で、料金につきましては町外が3,200円、すみません、午前中の町外が3,200円、午後の町外が3,200円という形で訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（山田庄一君） 暫時休憩します。

（10時50分 休憩）

---

（10時51分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 発言の訂正

生涯学習課長（河合博市君） すみません、先ほどの訂正の中で、名称のほうは1ページの名称と5ページ、また9ページの名称が違う部分があるんですけれども、正式名称がみなかみ町旧新治中学校第2グラウンドという名称で訂正のほうをお願いしたいと思います。

訂正箇所が1ページの別表第1の一番最後、下段のところと、3ページ目の表の一番下段のところは旧みなかみ町新治中学校第2グラウンドとなっておりますが、みなかみ町旧新治中学校第2グラウンドという形で訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

---

日程第26 議案第22号 みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議案第23号 みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例について

議長（山田庄一君） 日程第26、議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例について及び議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第22号から23号まで一括してご説明申し上げます。

管内中学校の統合に伴い、学校体育施設及び社会体育施設の利用方法に変更が生じることから、関連する条例について改正を行うものであります。

まず、議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第5条の別表中の月夜野中学校をみなかみ中学校に名称変更し、閉校になる水上中学校、藤原中学校、新治中学校を削除するものであります。

次に、議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

閉校で学校施設から削除された体育施設のうち、現在町民の利用がある新治中学校第二グラウンドについて、名称を旧新治中学校第二グラウンドに変更し、第2条の別表1及び第10条の別表2に追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（山田庄一君）** 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第22号について質疑ありませんか。

中島君。

**12番（中島信義君）** 確認の意味も一つあるんですが、体育施設ということで2ページに載っている水上小学校のグラウンド、体育館というのは、今使っている小学校の施設ということでよろしいんかということと、令和4年度は水上中学校が漢字の水上中学校そのものの名前がなくなりますが、そこのグラウンド、コート、体育館の使用についてここに載っていないんですけれども、これは使用はできないということによろしいでしょうか。

**議長（山田庄一君）** 生涯学習課長。

（生涯学習課長 河合博市君登壇）

**生涯学習課長（河合博市君）** 質問にお答えします。

今の条例のほうに載っております水上小学校グラウンド、水上小学校体育館につきましては、現在小学校の校舎として使っております小学校と体育館になっております。

令和4年度、水上中学校、漢字の水上中学校のグラウンドと体育館は使えないのかというお話ですが、水上中学校を小学校に改修する工事を令和4年度に計画しておりまして、利用的には体育施設としては4年度は利用しない予定で考えております。

以上でございます。

**議長（山田庄一君）** ほかにありませんか。

（発言する声なし）

**議長（山田庄一君）** ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

次に第23号について質疑ありませんか。

中島君。

**12番（中島信義君）** 1ページなんですけれども、各施設の名前が出ていますけれども、水上ジャンプ台、ジャンプ台です。数十年にわたって使用経歴がないということでもあります。ここは民地、国有地含めての賃貸で多分借地になっていると思います。平成24年ですか、25年ですか、人工芝というんですか、それを全部撤去してもらったことはあるんですが、

ジャンプして着地するところはランディングバーン、下の平らな部分、そこも全部芝生を外してもらったんですけれども、あそこに金物の突起物があるということを多分知っていると思うんですけれども、下手に長靴で歩くと長靴を裂いてしまうというのがあります。そういった危険な状態の施設をこのまま賃貸借を続けながら施設をしていくのか、また将来的にあの施設を全て元に戻して賃貸借を解消していくのか、その辺の考えがもしあるとするならばお聞かせ願えればと思いますが、よろしくお願ひします。

議長（山田庄一君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 河合博市君登壇）

生涯学習課長（河合博市君） 質問にお答えします。

先ほど中島議員さんがおっしゃられたとおり、既にジャンプ台としての機能は有していない状況であります。借地料につきましては、大部分が国有地となっております、下の平らな部分に民地が少しありまして、民地の借地料については現在も支払っているような状況となっております。

今後どうしていくかということなんですけれども、やはり大きなコンクリート構造物になりまして、なかなか撤去する費用とか、また協議を進めていかなければならないというふうには認識しているのですが、今のところはまだ方針として決まっていないような状況となっております。今後、施設を廃止する方向について検討していきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） 先ほど私が平らな部分について危険な突起物があるということを申し上げました。あそこは一般的には入場してはならないという簡単な柵がありますが、入る人もいます。現状。本来ならばもう少し安全に最後は仕上げてもらったほうがよかったですけれども、私がかたまたま皮靴だったからよかったんですけれども、引かかる部分が金物ですから、もし長靴なんだというとその辺の危険な状態が出る可能性があります。その辺また後で確認してもらって、やっぱり町で管理しているところだとすればそんなところも含めてこれからの管理を徹底してもらえるようお願いしたいんですが、その辺については考えをお聞かせください。

議長（山田庄一君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 河合博市君登壇）

生涯学習課長（河合博市君） 質問にお答えします。

申し訳ありませんけれども、現地をちょっと把握しておりませんので、現地のほうを確認させていただいて方法等について検討させていただきたいと思ひます。

おっしゃるとおり簡易的なバリケードが設置してある状況で、草が荒れていてなかなか足元が分からない状況ですので、そこら辺も確認させていただいて検討する材料とさせていただきます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

茂木君。

2 番（茂木法志君） すみません、確認なんですけれども、旧新治中学校第2グラウンドというのはどこの場所を指すんですか、住所は分かったんですけれども。

議長（山田庄一君） 生涯学習課長。

（生涯学習課長 河合博市君登壇）

生涯学習課長（河合博市君） 質問にお答えします。

新治中学校の北側、須川川というのが1本あるんですけども、そのさらに北側猿ヶ京寄りのところになりまして、近くに東東食堂というので昔食堂をやっていたところがあるんですけども、そこの河川寄りの下の段というかが新治中学校の第2グラウンドとして使っていたところになります。現在は地元の団体が利用しております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第23号の質疑を終結いたします。

議長（山田庄一君） これより議案第22号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。

議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号、みなかみ町立学校施設使用条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（山田庄一君） これより議案第23号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第23号の討論を終結いたします。

議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

す。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、みなかみ町体育施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第27 議案第24号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(山田庄一君) 日程第27、議案第24号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第24号につきましてご説明申し上げます。

本協議は、次の3点の理由により、群馬県市町村総合事務組合の規約を変更するものであります。まず1点目として、当該事務組合の組織団体が脱退せずに退職手当支給事務に係る共同処理を終了する場合に、その事務に係る負担金の還付または特別徴収を行えるよう改正するためであります。次に、2点目として、当該事務組合の組織団体である桐生地域医療組合が退職手当支給事務に係る共同処理を終了するためであります。最後に、3点目として、当該事務組合の組織団体である邑楽館林医療事務組合の名称が本年4月1日より、邑楽館林医療企業団に変更されるためであります。つきましては、当該事務組合の規約変更について、地方自治法290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(山田庄一君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第24号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第24号の質疑を終結いたします。

これより議案第24号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第24号の討論を終結いたします。

議案第24号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

---

日程第28 議案第25号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

議長（山田庄一君） 日程第28、議案第25号、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第25号についてご説明申し上げます。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に本年4月1日から館林市が加入するため、また同日に邑楽館林医療事務組合が邑楽館林医療企業団に名称変更するため、さらに当該公平委員会共同設置規約の別表に所要の規定の整備を行うため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第25号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。

これより議案25号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第25号の討論を終結いたします。

議案第25号、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

日程第29 議案第26号 町道路線廃止について

議案第27号 町道路線認定について

議長（山田庄一君） 日程第29、議案第26号、町道路線廃止について及び議案第27号、町道路線認定についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第26号、第27号について、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、現在認定されています町道のうち、3路線を廃止し、新たに5路線を認定するものであります。

議案第26号では、町道の改良を理由に3路線2,052メートルを廃止するものです。

議案第27号では、この廃線路線の組替えを行った2路線、水上火葬場の整備に伴った終点の変更を行った1路線、合わせて3路線2,025メートル、新たに整備する2路線346メートル、合わせて5路線2,371メートルを認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第26号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

次に議案第27号について質疑ありませんか。

中島君。

12番（中島信義君） 新しく2路線が町道として認定されるということでのっております。利根商のサッカーグラウンドの南側と望郷ラインの後閑の駅の裏から真庭に抜けるところですか、そちらに出ていますけれども、こういった認定をすることによって整備が早急に多分図られてくると思うんですけれども、その点をお伺いしたいということと、1点と、今日の議題の中ではのっておりますけれども、町道ということでもありますのでお伺いしたいんですが、高日向で今県が整備している道路があります。整備が終わった後、町へ移管ということをお伺いしております。今着実に進んでいるんですけれども、いつ頃供用開始になるか、その辺をお聞かせいただければと思います。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えいたします。

利根商のサッカーコートの南側の1路線、こちらにつきましては、現在地区からのご要望がありまして、まだ早々たる事業の推進にはいかないかもしれないんですけれども、事業に進めるためにここに上げておかないと動けませんので、もう少し時間がかかるかなと

思っております。

それから、次の月夜野の先のところの望郷ラインの先ですか、そちらのほうの道につきましても、一応地権者の方にはお話をさせていただきまして、近々事業を進めていくような形で概算設計等々を始めていきたいと思っております。

それから、あと高日向の町道ということでお話をいただいているんですけども、本来ですと今年完了する予定であったんですけども、資材の入荷が遅れていまして、来年度になって早々仕上がるという見込みをお話をいただいているというところになっております。よろしいでしょうか。

(「4年度に」の声あり)

地域整備課長(林 昇君) 4年度早急には開くと思います。

議長(山田庄一君) ほかにありませんか。

(発言する声なし)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

議長(山田庄一君) これより議案第26号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第26号の討論を終結いたします。

議案第26号、町道路線廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、町道路線廃止については原案のとおり可決されました。

議長(山田庄一君) これより議案第27号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ありませんので、これにて議案第27号の討論を終結いたします。

議案第27号、町道路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、町道路線認定については原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第28号 令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）について  
議案第29号 令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議長（山田庄一君） 日程第30、議案第28号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）について及び議案第29号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議案第28号から第29号まで一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第28号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,691万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163億7,545万円とするものであります。

まず、歳出の主な内容を申し上げます。

2款総務費5億3,366万2,000円の増額は、1項総務管理費、ふるさと納税推進事業7,020万円及びふるさと応援基金管理事業4億6,000万円等であります。

3款民生費4,235万円の増額は、1項社会福祉費、障害福祉サービス事業3,500万円と、2項児童福祉費、放課後児童健全育成事業107万8,000円及び保育等施設給付事業627万2,000円です。

4款衛生費11万9,000円の増額は、2項衛生費、ごみ処理広域化推進事業32万円等です。

8款土木費1億6,379万6,000円の増額は、2項道路橋梁費、道路除排雪事業1億5,000万円と、4項都市計画費、町道悪戸矢瀬線整備事業1,000万円等です。

9款消防費1,766万6,000円の減額は、1項消防費、利根沼田広域消防運営費負担事業です。

10款教育費465万円の増額は、7項学校給食費、月夜野給食センター並びに新治給食センター管理運営事業です。

続いて、財源となる歳入の主なものです。

国庫支出金2,678万8,000円の増額は、障害者自立支援給付費等負担金1,075万円及び保育士等处遇改善臨時特例交付金735万円等です。

寄附金4億6,000万円の増額は、ふるさと寄附金です。

繰入金2億3,007万3,000円の増額は、ふるさと応援基金繰入金です。

次に、令和3年度から4年度への繰越明許費は、第2表のとおりであります。関係機関、地元等との調整に不測の日数を要したなど、年度内に事業の完了が見込めないため、総額で10億5,780万1,000円の繰越明許をお願いするものであります。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第29号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,108万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,908万8,000円とするものです。

歳出の9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金1,108万8,000円の増額は、保険給付費等交付金の過年度返還金です。

次に、財源となる歳入は、諸収入の保険給付費等返還金1,108万8,000円の増額です。

以上が国民健康保険特別会計補正予算の概要であります。

議案第28号から29号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第28号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）について及び議案第29号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての2件の質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、令和3年度みなかみ町一般会計補正予算（第8号）について及び議案第29号、令和3年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての2件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定されました。

- 日程第31
- 議案第30号 令和4年度みなかみ町一般会計予算について
  - 議案第31号 令和4年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
  - 議案第32号 令和4年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
  - 議案第33号 令和4年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
  - 議案第34号 令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計予算について
  - 議案第35号 令和4年度みなかみ町水道事業会計予算について

議長（山田庄一君） 日程第31、議案第30号、令和4年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第35号、令和4年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第30号から35号まで一括してご説明申し上げます。

それでは、議案第30号、令和4年度みなかみ町一般会計予算についてから順次説明させていただきます。

令和4年度みなかみ町一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億7,000万円と決めました。前年度対比0.9%の減であります。

まず、歳出の主な内容を申し上げます。1款議会費1億2,827万6,000円は、議員報酬等です。

2款総務費23億4,080万円は、総務管理費が20億983万9,000円で、主なものは職員人件費等の一般管理費8億7,209万5,000円、企画費4億5,662万7,000円及び地域振興費2億3,977万3,000円です。

3款民生費27億322万8,000円は、社会福祉費が18億3,488万1,000円で、主なものは障害者福祉費5億2,164万7,000円、介護保険費4億8,573万9,000円及び後期高齢者医療費4億3,926万2,000円です。また、児童福祉費は8億6,831万2,000円で、主なものは児童手当費などの児童措置費1億9,797万円及び保育等施設費5億3,433万6,000円です。

4款衛生費14億3,385万2,000円は、保健衛生費が5億130万4,000円で、主なものは予防費1億1,654万2,000円及び国民健康保険費1億8,679万1,000円です。また、清掃費は8億8,603万9,000円で、主なものは燃やせるごみの処理方法を転換するため大規模施設整備を予定している奥利根アメニティパーク管理費7億2,922万7,000円です。

5款労働費1,611万円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金です。

6款農林水産業費6億2,093万8,000円は、農業費が4億3,987万円で、主なものは農業振興費9,886万3,000円及び農地費1億2,402万1,000円です。また、林業費は1億8,106万8,000円で、林業振興費1億7,549万2,000円等でございます。

7款商工費4億9,687万5,000円は、商工費が7,430万8,000円で、商工総務費6,008万円等です。また、観光費は4億2,256万7,000円で、観光振興事業などの観光総務費2億1,474万3,000円等です。

8款土木費16億7,050万3,000円は、道路橋梁費が9億6,682万円で、主なものは道路維持費2億1,272万1,000円、橋梁維持費1億4,102万円及び除雪費3億5,274万8,000円です。また、都市計画費は5億4,199万9,000円で、公共下水道費4億7,444万1,000円等です。

9款消防費5億5,757万円は、利根沼田広域消防費の常備消防費3億4,448万8,000円及び非常備消防費1億1,065万6,000円等です。

10款教育費18億7,186万2,000円は、小中学校統合推進事業等の教育総務費8億4,451万3,000円、利根沼田学校組合への地方交付税交付事業などの高等学校費4億2,617万4,000円、社会教育費1億5,031万6,000円及び学校給食費2億4,302万3,000円等です。

12款公債費20億7,763万5,000円は、町債の元利償還金及び一時借入金利子です。

13款諸支出金216万7,000円は、土地開発公社に対する補助金等です。

次に、財源となる歳入の主なものは、町税31億2,280万円、地方消費税交付金3億4,000万円、地方交付税45億3,000万円、国庫支出金7億6,441万8,000円、県支出金7億6,280万7,000円、繰入金16億5,895万2,000円及び町債17億50万円です。

なお、地方交付税等の依存財源については、国の地財計画等を参考に、また、町税等の自主財源については、過去の実績や新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して算出しております。

債務負担行為については、第2表のとおりであります。施設の指定管理等について、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

また、地方債については第3表のとおりであります。有利な起債を優先的に活用し、総額で17億50万円とします。内訳は臨時財政対策債3億円、過疎債11億9,530万円、合併特例債2億520万円です。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第31号についてご説明申し上げます。

令和4年度みなかみ町国民健康保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,800万円と決めました。前年度対比7.3%の減であります。まず、歳出の主な内容を申し上げます。1款総務費1,763万8,000円は、総務管理費1,455万4,000円及び徴税費287万2,000円等です。2款保険給付費13億1,008万8,000円は、療養諸費11億1,979万9,000円及び高額療養費1億8,030万2,000円等です。

3款国民健康保険事業納付金6億1,038万円は、医療給付費分4億1,128万円及び後期高齢者支援金等分1億5,010万円等です。

次に、財源となる歳入の主なものは、国民健康保険税4億2,800万円、県支出金13億4,552万5,000円及び繰入金2億325万2,000円です。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第32号についてご説明申し上げます。

令和4年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,400万円と決めました。前年度対比5.2%の増であります。

まず、歳出の主な内容を申し上げます。1款総務費446万6,000円は、総務管理費151万7,000円及び徴収費294万9,000円です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金2億9,525万2,000円は、保険料負担金等です。

4款保健事業費1,428万円は、健康診査事業です。

次に、財源となる歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億9,901万円及び繰入金9,902万6,000円です。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第33号についてご説明申し上げます。

令和4年度みなかみ町介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,200万円と決めました。前年度対比3.1%の増であります。

まず、歳出の主な内容を申し上げます。1款総務費3,113万円は、総務管理費503万3,000円及び介護認定審査費2,213万3,000円等です。

2款保険給付費28億円は、介護サービス等諸費25億5,360万円、特定入所者介護サービス等費9,122万4,000円等です。

3款地域支援事業費1億1,580万1,000円は、介護予防事業費6,458万円及び包括的支援事業費4,685万2,000円等です。

財源となる歳入の主なものは、介護保険料5億3,864万1,000円、国庫支出金7億4,954万8,000円、支払基金交付金7億7,350万2,000円、県支出金4億3,231万8,000円及び繰入金4億5,341万1,000円です。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第34号についてご説明申し上げます。

令和4年度みなかみ町下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,900万円と決めました。前年度対比4.3%の増であります。

まず、歳出の主な内容を申し上げます。1款総務費1億1,555万5,000円は総務管理費です。2款下水道事業費3億6,144万5,000円は、公共下水道費7,264万8,000円、特定環境保全公共下水道費6,158万2,000円及び流域下水道費2億1,898万3,000円等です。

3款公債費3億9,000万円は、長期債償還元金及び利子です。

次に、財源となる歳入の主なものは、使用料及び手数料2億4,902万5,000円、繰入金4億7,444万1,000円及び町債1億1,820万円です。

地方債については第2表のとおりであります。

以上が下水道事業特別会計の概要であります。

次に、議案第35号についてご説明申し上げます。

令和4年度みなかみ町水道事業会計の収益的収入では、水道事業収益が3億9,900万円で、その主なものは水道料金です。

収益的支出では、水道事業費用が3億7,100万円で、主なものは営業費用の原水及び浄水費8,155万2,000円、総係費9,436万9,000円及び減価償却費1億3,098万7,000円と、営業外費用の企業債利息等1,355万8,000円等です。

資本的収入では、水道事業資本的収入が1億5,900万円で、企業債9,138万円、工事負担金3,104万3,000円及び補助金3,657万7,000円です。

資本的支出では、水道事業資本的支出が2億5,400万円で、施設改良工事費6,929万8,000円及び固定資産購入費9,680万4,000円と、企業債償還元金8,789万8,000円です。

以上が水道事業会計の概要であります。

議案第30号から35号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑につきましては後日予算連合審査会を開催いたしますので、詳細につきましてはそちらでお願いいたします。ここでは、大卒のところの質疑とさせていただきます。

まず、議案第30号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第30号の質疑を終結いたします。

次に、議案第31号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第31号の質疑を終結いたします。

次に、議案第32号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第32号の質疑を終結いたします。

次に、議案第33号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第33号の質疑を終結いたします。

次に、議案第34号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第34号の質疑を終結いたします。

次に、議案第35号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第35号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号、令和4年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第35号、令和4年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件の質疑以降については、委員会議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号、令和4年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第35号、令和4年度みなかみ町水道事業会計予算についてまで、以上6件の質疑以降については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定されました。

議長（山田庄一君） ここで暫時休憩します。

再開を午後1時とします。

（11時38分 休憩）

(13時00分 再開)

議長(山田庄一君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 発言の訂正

議長(山田庄一君) ここで訂正の申出がありましたのでこれを許可します。  
町長。

(町長 鬼頭春二君登壇)

町長(鬼頭春二君) 議案第11号、第12号の提案理由の説明の中で、年間の期末手当の引下げを0.1月と言うべきところを0.15という説明をしたというご指摘いただきましたので、0.1月分に訂正をさせていただきます。

---

#### 日程第32 一般質問

通告順序1 14番 高橋市郎 1. 地域防災について  
2. アフターコロナ時代における地域活性化について  
3. 令和4年度予算について

議長(山田庄一君) 日程第32、一般質問を行います。  
一般質問については、6名の議員より通告がありました。  
本日は、2名の方の質問を順次許可いたします。  
初めに、14番高橋市郎君の質問を許可いたします。  
高橋君。

(14番 高橋市郎君登壇)

14番(高橋市郎君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。  
質問に先立ちまして、このたびのコロナウイルス感染拡大により罹患された方々及び生活に多大な影響を受けている方々に謹んでお見舞いを申し上げるとともに、大変厳しい環境下で、感染予防等にご尽力をいただいている医療関係者の皆様方をはじめ、町民生活を支えるために懸命にご努力をいただいている事業者の方々に心から敬意と感謝を申し上げる次第です。早期の終息を、ただ、ただ、願うばかりであります。  
それでは、質問に入らせていただきます。3点ほど通告をさせていただいております。  
順次、質問をいたします。  
初めに、地域防災についてということであります。  
長年の懸案でありました新防災情報配信システムの運用、試験運用ということでありまして、始まりました。町民へのスムーズな情報伝達が図られることが大いに期待されるところであります。しかしながら、一方、火事や自然災害などの地域防災の中核を担

っている消防団であります。少子高齢化が進む中で、団員数の減少や団員の職業の多様化により、昼間の町内在住者の減少など、みなかみ町の消防団におけるいろいろな問題についての現状と課題について、まず町長にお尋ねをします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 高橋市郎議員のご質問にお答えをいたします。

消防団の現状と課題ということでございます。

現在のみなかみ町消防団は、1本部3方面団10分団26部で組織され、消防団条例による団員定数は659名であります。結成当初の平成18年4月1日現在の実団員数は644名でありましたが、5年後の平成23年4月には615名、10年後の平成28年4月には589名となり、令和3年4月1日時点の実団員数は562名が所属しております。定員数より97名の減員となっております。

みなかみ町消防団に限らず、利根沼田地域のいずれの消防団も団員の高齢化、人口の減少による団員の成り手不足など、消防団の運営に影響を及ぼしているのが現状であります。この現状及び今後を考えた場合、団員確保はますます難しくなることは明確であることから、平成22年10月に防災活動に対する知識及び熱意を持つ方が消防団員の消火、救助、救出、避難誘導等の活動を支援するとして消防協力員を発足いたしました。当初105名が登録されて活動を開始し、令和3年4月には登録者が171名まで増員されています。さらに、令和元年には、消防団活動のうち、特定の活動、消火災害活動のみ参加する団員である機能別消防団員が定められました。当初は1名でありましたけれども、令和3年4月には7名と増員になっております。これが現状ということで、以上であります。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（14番 高橋市郎君登壇）

14番（高橋市郎君） ただ今の答弁のように、団員数が減少する中でも、いろいろな部分の協力者の補充ということで、現状やっているということで、頼もしい人たちが協力してくれて、非常に、大いに結構なことだというふうに思います。

ただ、いつまでもそういうことが続くかなど、長期的な展望に立ったときに、やはり常備消防のより強化、充実を図るような体制を取っていくことが必要になるのではないかな、これは本当に長期的な問題かもしれませんけれども、ただ、すぐにできる問題でもなく、町のほうでできる問題でもない、そういった中で、利根沼田広域圏において、そういう議論を始めることも必要ではないかなというふうに感じるんですけども、その点についてはいかがですか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今、消防団員の待遇を見直せと、国の消防庁の長官から通達もいただいています。見直しの中で、町としても、消防団員が少しでも多く集まってくれるような待遇にしていかなければいけないというふうに思っていますので、それらについては、今後検討していきたいというふうに思っています。

それと、今ありました常備消防、いわゆる広域圏の消防をもっと強化したほうがいいん

じゃないかというお話、やはり常備消防は町の消防団の下支えがあつて活動が成り立っているというふうに思いますので、町の消防団の充実も図るとともに、常備の消防としての広域消防の強化というのは、図っていかなければならないというふうに感じております。

ただ、広域消防も今、予算を審議してもらっていますけれども、広域消防の負担も年々増えていまして、人を増やすとお金も増えるわけですから、かといって、町の消防団をカバーするためには、広域消防の強化も当然必要になってくると思いますので、いろんな機会を通して、広域圏の理事会とかありますので、そういったところで、やはり広域圏の消防の強化については、機会あるごとに提案をしていきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（14番 高橋市郎君登壇）

14番（高橋市郎君） 町民の安心・安全なまちづくりということを常々町長もおっしゃっておられる。そういう中で、そういう問題に取り組んで、今後ますます安心な町にさせていただくように、最大限ご努力いただくことをお願いするわけです。ありがとうございます。

次に入ります。アフターコロナ時代における地域活性化についてということで、通告をさせていただいております。

地域の活性化という点については、様々なことが多岐にわたってあるわけですが、今回においては、町の主産業と言われている観光と農業に関して質問をさせていただきます。

まず、観光振興でありますけれども、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が長期化し、多くの人々が罹患し、その影響からか、私たちを取り巻く生活環境も劇的に変化し、いまだにかつての日常を取り戻すことのできない状況にあると思います。

地域経済に与える影響も大きく、町の主産業である観光と農業に関しても大きな打撃を受けており、観光地が閑散とした状態となり、地域イベントもそのほとんどが中止や延期を余儀なくされているのが現状であるというふうに思っております。

インバウンドにおいても、ほとんどがゼロベースということになっておると伺っているわけですが、今回のコロナ禍を反転攻勢に備える契機として捉え、今だからこそ町の観光振興にとって何が必要かをしっかりと見定めた上で取組を行うことが何よりも重要ではないかなというふうに考えるところであります。

コロナ禍における観光の現状と課題、アフターコロナ時代における観光振興の在り方について、町長よりお考えをお聞きしたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） コロナ禍における観光の現状と課題と今後の観光振興対策というご質問だと思うんですが、ご存じのとおり新型コロナウイルス感染拡大で国内の多くの経済活動が停滞を余儀なくされており、とりわけ観光産業への影響は甚大であります。町内においても、これまでの緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出による外出自粛等の影響で、観光業を中心に業況が悪化しており、宿泊施設では、国や県の観光キャンペーン停止の影響や、グループ、学校等の団体利用も少なく、宿泊者数が大きく減少しております。

観光の入り込みは、合併時からの平均で年間約370万人、うち宿泊者数が約110万

人で推移していることから、観光協会や関係団体とともに年間の宿泊者数を130万人、うち訪日外国人客8万人を目標に観光事業を推進してきました。

しかしながら、近年の町内の宿泊者数を見ますと、令和元年は106万6,000人、令和2年は58万5,000人、令和3年が51万7,000人で、コロナウイルス感染拡大前と比べると半減している状況が続いております。宿泊と日帰りを合わせた全体の観光消費額においても同様に約50%減のこれまでにない落ち込みとなっております。

町のイベントも、天空のナイトクルージング、ダム放流イベント、ホテル観賞など、町内のイベントが中止を余儀なくされ、観光振興においても非常に厳しい状況が続いてきました。このような現状を踏まえて、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策として、町として、町民向けに臨時特別商品券の発行やプレミアム商品券及びふるさと応援チケットの販売、事業者向けには、中小企業融資制度利子補給金の拡充や商店街活性化補助事業、特別持続化給付金事業、町内の経済対策として、みなかみハートペイ25%プレミアムチャージキャンペーンや、県との連携による愛郷ぐんま地域クーポン事業等の支援を実施してきました。

また、観光庁の補助事業等を活用し、雪国観光圏との連携によるリトリート事業や、水と体験メニューを生かしたウオーターツーリズム、新たな旅のスタイル促進事業としては、ワーケーション受入れの実証実験に取り組んでおります。現在進めています産官学金包括連携による中山間地域における地域社会の発展と地域経済の活性化及び町民サービスの向上に資することを目的としたまちづくりについては、早期に計画を具体化し、魅力ある温泉街の形成と観光拠点の整備を進めていきたいというふうに考えています。

観光における現状の課題として、町の観光業が早期再生を果たしていくためには、感染防止の対策に加え、環境やマーケットの変化にも柔軟に対応していくため、関係する組織や地域の事業者と積極的に連携し、アフターコロナ時代にも対応する観光商品の造成や受入れ環境の整備、効果的な情報発信が重要になってくることが考えられます。

町には、ユネスコにも認定されたすばらしい自然と、その中で楽しめる様々な体験メニューがあります。新たなニーズに対応できる観光素材を有しているというふうに思っております。

これまでの観光は、人を楽しませることに特化してきた大衆的なレジャー志向でしたが、今後は、現状のエコツーリズムなどに加え、町の持つその豊かな自然の中で、慌ただしい日常から離れた静かな環境に身を置き、心身共にリセットするリトリート素材の磨き上げや、コロナ禍において注目されているワーケーションメニューの充実、近県への観光を促すマイクロツーリズムなど、取組も促進していきたいというふうに考えています。

また、観光振興に有効とされるインバウンドにおいては、先ほど、高橋議員のおっしゃるとおり、ほとんど来ていただけない状況が続いています。今後の回復を見据えて、適切な時期にターゲット国への発信や、受入れの準備をしていきたいというふうに考えています。

また、友好都市との交流事業においても、これまでの関係性や交流を深化させ、関係人口の拡大を図るため、私自身も積極的にセールスを展開してまいりたいというふうに思っ

ています。

社会の変化に対応した観光振興を進めるためには、限られた予算で最大限の効果を発揮することが求められることから、新しい事業を実施する一方で、イベントやPRにおいても、効果の薄いものはやめるなどの改善も必要になってくるのではないかというふうに思っています。

今後は、さらに観光を取り巻く情勢の把握と、町内経済を活性化するため、国や県との連携を深め、観光協会や商工会をはじめとした観光関係者と幅広く情報交換を行い、アフターコロナを見据えた、時代に合った事業の検証と持続可能な観光を推進し、この難局を乗り越えていきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（14番 高橋市郎君登壇）

14番（高橋市郎君） 非常に厳しい状況の中を国、県、町の下支えによって、観光事業、観光産業においてもやっつけられているのが現状だというような答弁であると思うんですけども、やはりいつまでもこれは続いていると思いつつ、どこの観光地、自治体であってもコロナが終わったときの対応というものの知恵を今絞って、対策を講じる、そういうことをどこも考えていることだというふうに思うんですけども、農作物でいうと、いわゆる産地間競争だとかあるわけですけども、観光においても、いわゆる産地間、産地とは言わないか、観光地間の切磋琢磨によって、限られた観光客を呼び込むということが必要だということだと思います。これは、観光地を抱える自治体も同じことが言える。

そういう中で、観光産業をどうしていこうかと、自治体間の競争も激化することは当然だというふうに思うんですけども、そういう中において、やはり知恵比べ、どう知恵を絞って、どういうふうに再生をするか、そういうことだと思うんですけども、これは、当局、観光商工課が担当だとは言いつつながらもそこだけじゃなくて、やはりこちらの産業観光常任委員会においても、そういうことに対して議論をすることが今後は必要かなというふうに思うんです。

知恵のある方々がそろっているわけですから、ぜひ産地間競争に負けないような知恵を出していただいて、今後の観光振興に当たっていただければいいかなというふうに思うわけです。そうすれば、観光、私、あまり詳しくないから、その辺で終わりにさせてもらって、次に、農業振興についてお尋ねをしたいというふうに思います。

たった今観光について聞いたわけですけども、農業についてもコロナ感染拡大の影響による市場相場の下落や観光農園への入場者の激減、また、農産物直売所等での売上げ減少があり、心配されましたが、先ほども観光において行われたような国、県、町の支援策によりしのいでこられたのかなというふうに思うわけであります。

しかしながら、今回のようなことがきっかけとなり、農業をやめる方や、耕作放棄地の増加等が心配されるところであります。観光と同様であります、今回のコロナ禍を反転攻勢に備える契機として捉え、さらなる農業振興の施策を講じ、農業者の所得控除と農村風景が保たれるような、そのようにするような政策を考えていくべきかと思うんですけども、その点について町長はどのようにお考えか、お尋ねをします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 新型コロナウイルス感染症の影響について、観光の面でもお話しさせていただきましたが、食料や農業、農村においても、大きな影響が出ています。食料の安定供給は、国の最も基本的な責務の1つでありまして、国内の農業生産の増大に向け、食料の自給力や食料安全保障の強化への期待がますます高まっているというふうに感じています。

農産物においては、単価や相場の下落、既往販路の縮小や農産物直売所等での売上げの減少が起きました。一方、来園者が減少した観光農園では、SNS等のオンラインを通じて消費者と交流することにより、販路を維持する動きも広がってきました。

町としても、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛や、観光農園の入園者激減による売上の減少などに対応すべく、農業団体や観光商工団体等で構成するみなかみ町地産地消推進協議会が取り組んでいる各種農産物等支援対策事業等を支援してきました。学校給食では、サクランボやイチゴの食材提供を行い、地産地消と食育の学びとともに、各家庭での消費拡大と生産者の次期作への生産意欲の向上を図ってまいりました。

農産物の新たな販路開拓の取組としては、みなかみ産農産物の詰め合わせセット、みなかみ旬菜便等ネット販売を開始し、送料発送手数料等の助成を実施しております。

また、農産物の消費拡大対策事業として、みなかみ秋の新そばまつりや交流イベントのみなかみ産キノコPR、町内の公共施設にパンジーの展示などを実施してきました。

今後も刻々と変化する消費者ニーズに対応したウィズコロナの農業振興対策をいかにしていくか、国、県等の支援対策事業を活用しながら、引き続き農家の支援に努めていきたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（14番 高橋市郎君登壇）

14番（高橋市郎君） 農業の振興に関しても、観光と同じことが言えると、全くそのとおりにかなというふうに思います。このコロナ禍にあって、農業の振興ないし町内の農産物の販売等に対して、幸い、このいろんな事業を展開することによって、また、新たな農産物の販売のやり方等が見いだされたところもあるのかなと、一例を言うと、みなかみ町に道の駅が3つある。どこにも農産物の直売所があり、それプラス農産物の直売所もあるわけで、そこを連携して農産物を売ろうじゃないかというような発想の中で、いろいろな手を打っていただいたことがある。今までとは違った、そういう発想が生まれたのは幸いかなと、こういうことがあって、そういうことが生まれたのはよかったのかなという思いがあるわけです。

やはり、みなかみ町における農業は中小の家族経営の農業と兼業農家と年金プラスアルファを求める農家、そういう本当に中小の農家がほとんどを担っている。大規模にできている人も、いくつかの経営体があるのは承知をしますけれども、ほとんどの、数的に言うと、そういった小規模の農家の方が担っている。その小規模の農家の少しでも利益を、所得を上げられるような方法というのは、さっき答弁があったように、直売所における販売、または、そういうところが仲介として、ネット販売というんですか、インターネットを使った販売であるとか、そういうところにやっていただいている。また、そこを担える農村

公園公社なり、道の駅なりがそういうところまで担ってくれる、そういうものも大いに役立っている組織かなというふうに思います。

また、そういうことの中で、農家とそういう販売を手がけられる形態なり、そういう事業所なりとの連携を町が間に入ってやっていただくとより物事がスムーズに進むのかなというようにあるわけです。

また、ちょっと時間があるので、議長に叱られない範囲でちょっと余分なことを言いますけれども、先般、台湾での農産物の規制解除に向けたということの新聞報道がありました。今月の1日の日に、県議会で一般質問を地元の星野県議が、農産物の輸出ということで質問をされたんですよ。そうしたら、答弁で、農政部長が、相手国と農水との調整もあり、取り組んでいきたいと。そういう答弁の中に、みなかみ町も非常に台湾とは交流が深いので、みなかみ町とも連携を持ってやっていきたいというような答弁がありました。

さっそく、その話を農林課長にしましたら、既に農政部長から直に電話をいただいて、協力をしながらというような話があったと、さすがだなと思って感心をしているんですけども、やはり1町村ではできないこともあり、そういった連携を持ってやることはもちろん必要であり、町としてできることは小さなことから始めるということもあると思うので、その辺は、よく情勢を見ながら、やっていくことがいいのかなというように思うわけです。

以上、そんなことを、余分なことを申し上げて、議長に怒られないうちにやめるんですけども、これからも、町としてできる小さなことから農業振興についてやっていただくとよろしいかなというふうに思っているわけであります。

それでは、次に入らせていただきます。

次の項目、3つ目なんですけれども、令和4年度の予算についてということで、来年度予算の編成に当たり、町長の考える、町の将来展望はどんなのかなということで通告をさせていただいております。

予算については、先ほどの、午前中の提案理由の説明もありましたし、詳細については、10日の連合審査できっちりとやるということがあるわけです。そういう中ではありますけれども、町長も4回目の、鬼頭町長になって4回目の予算であるということだと思えます。やはり1年1年、その思いというもののはあつての予算編成だと、私もこの場で5人の町長さんの予算に関わってきた経緯の中で、その時々町長は思いがあつて、まちづくりに対しての思いがあつての予算というふうに感じているところであります。

町長は、4年前に、まずやらねばならぬことということで、信頼の回復と町政の安定を目指すということで、町長に立候補され、見事、無投票当選をされました。そのときの、いわゆる法定ビラが手元にあるんですけども、8つの取り組むことということで、子育て支援のさらなる充実、産業の振興、Uターン、Iターン支援、教育環境の整備、生活環境の課題解決、安心・安全のまちづくり、優しいまちづくり、みなかみ町ユネスコエコパークへの取組ということの中で、今まで取り組んでこられたということの中で、それなりに、先ほど、私が申し上げましたけれども、安心・安全なまちづくりということで、防災無線の整備とか取組、また、教育環境の整備ということで、中学校の統合ができて、4月

には新しい中学校が開校すると、非常に意欲的にいろいろな部分に取り組んでこられた。コロナ禍という非常に厳しい状況が2年以上続いて、もう3年目になる。こういう中でも、きちんとやるべきことはやってきたかなというように思うわけですが、来年度予算の審議に当たるわけですが、その思いをここで聞きたいなということで、通告をさせていただいておりますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 前段で、私が初めて町長に当選させてもらって、そのときに約束してきたことを、いろいろ取り組んできたつもりではいるんですけども、私が初めて取り組んだというよりも、前町長の事業、前町長が取り組んできた事業を継承して取り組んできて、たまたま、私のときに結果が少し見えてきたというふうに私は感じています。防災無線もそうですし、中学校の統合もそうですし、都市計画道路の悪戸矢瀬線なんかの開通も、何年も前から取り組んでこられたことがここに来てようやく実を結んできたかなというふうに感じています。

ですから、行政というのは、町長が変われば、仕事がぶつと切れるということは、それはまずい話で、町長が変わっても、継続した事業というのは続けていかなければならないんだというふうに私は思っていますので、先輩町長が取り組んだことを継承してやってきたという経緯でございます。

今年度の予算なんですけれども、基本的には第2次総合計画、また、第2期まち・ひと・しごと総合戦略の下に、地場産業の振興、移住定住の促進、若い人たちが安心して暮らせる環境づくりなど、人口減少の克服と地方創生の取組を基本として取り組んできています。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響によって、厳しい財政状況ではありますけれども、財政の健全化に努め、コロナ終息後のニューノーマルな社会、みなかみ町の魅力再発見期と捉え、新たな時代に即した持続可能な財政運営と町民誰もが取り残されることなく、安心・安全で暮らしやすい町政運営に全力で取り組むための予算編成をしてまいりました。

いくつか特徴的なことを話しさせていただくと、1つ目として、自らの命は自ら守ることを基本に、自主防災組織と連携し、地域防災力の強化や、B&G財団の支援による防災拠点の整備を進めます。

2つ目として、ごみ処理なんですけれども、ごみ処理は、町の財政負担の観点からも緊急の課題であります。令和元年度以降、町議会でごみ行政の在り方の議論をしていただき、現状の施設状況等を踏まえ、処理方法及び経費の削減案が示されました。また、広域化処理に向けた動きなどの状況から、町において検討を重ね、固形燃料化処理方法からの転換を決定いたしました。令和4年度は、まずごみ搬出のために、奥利根アメニティパーク内のごみピット施設に中継設備を整備をしたいと思っています。

3つ目として、来月4月、新生みなかみ中学校が開校します。空き校舎となった旧水上中学校に、令和5年4月から水上小学校が移転します。その準備として、令和4年度に校舎の改造、プールの建設等を行います。加えて、新生みなかみ中学校の体育館の改修、子供たちの食をサポートする月夜野新治給食センターの改修を進めます。

また、月夜野地区小学校統合に引き続き取り組んでいきたいというふうに思っています。次代を担う子供たちが学校生活に満足感や達成感が得られるよう、充実した環境づくりに取り組んでいきたいというふうに思っています。

4つ目として、人口減少対策として、移住定住事業を拡充します。地域課題の解決と人口増を進めるために、地域おこし協力隊を増員します。令和3年度の8名増員に加え、さらに2名増員し、全員で14名とします。また、移住者等の就職機会の創出のため、特定地域づくり事業協同組合の設立を支援していきたいと思えます。

5つ目として、昨年9月、群馬銀行・オープンハウス、東京大学と締結した、産官学金連携によるまちづくり事業により、民間活力による新たな視点を取り入れた水上湯原地区の温泉街を中心とした再生事業に取り組んでいきたいと思っております。また、開業から40年間仮称となっている上毛高原駅の駅名確定と駅周辺のまちづくりを進めていきたいと思っております。

このほかにも、地域福祉のための、地域共生社会の実現を目指し、令和5年度開始する重層的支援体制整備事業の準備事業に取り組んでまいります。

最後に、令和4年度は、まちづくりの基本理念や目標、方針などを定める第2次総合計画前期計画の最終年になります。前期5年間の実績と成果を正しく評価し、引き続き町の将来像として掲げた、水と森林と人を育む利根川源流のまちみなかみを目指して、後期5年間の指針となる計画策定を進めたいと考えています。議会皆様の一層のお力添えをお願い申し上げます。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（14番 高橋市郎君登壇）

14番（高橋市郎君） 今、町長がおっしゃられた、いわゆる町長が変わろうとも事業が継続されなければ駄目なんだと。持続可能な町にするには、当然そういうことだというふうに思います。それが行えるのは、この前に座っていらっしゃる職員の方、ここにおられるのは管理職の方々ですけれども、それ以外にも二百数十名の職員、その人たちの力あってこそ継続した町政というものができるといふふうに、私強く思うんです。

今回、この皆さんの中に6の方が退職をなされると、長きにわたって町政に尽力された皆さん、本当にお疲れさまでしたと、ありがとうございますと言いたいなというふうに思います。

この議会が最後になるということもある、しかしながら、町政は継続をするということだ。組織を構成して、その組織がうまく機能するというのは、人だということ。どういうことも人あって組織があるということだといふふうに思います。

組織の3要素というのがあるんだそうです。コミュニケーション、協働の意欲、共通の目的、そういうものを組織を構成する人たちがどう持つか、一定以上の水準を持つかどうかによってその組織が強力な組織となれるか、そうでないかということであると思えます。

町長となれば、1人で139億円の予算と二百数十人の職員のそのトップですから、いかにトップがそういうことをうまくできるかどうかにかかってくるんだといふふうに思う

んです。

持続可能な町であるということを先ほどもおっしゃられたように、より前に進んで、より町民が幸せになれるような、そんな町政をしていかなければ駄目だと、選ばれた人の意味がないということだと思ふんですけれども、将来に向けての町長の考える町の将来展望に対してどう取り組むかについてお考えをお願いしたいと思います。

議 長（山田庄一君） 町長。

町 長（鬼頭春二君） 4年前の町長選挙は、前町長が二度にわたる不信任決議により失職の中で行われて、異例の選挙だったというふうに思っています。選挙戦の中では、信頼の回復、町政の正常化、山積している行政課題のスピード感ある取組、このことによって、町の活性化と未来への責任ある行政を進めることを訴えてまいりました。

私は、議員皆さん、多くの町民の皆さんにご支援をいただき、無投票という形で当選をさせていただきました。就任以来多くの方と接する機会を得ましたが、いずれの方も大変期待というフレーズの言葉をいただきました。

町政の安定と信頼の回復は、町長自ら行動で示すことが必要と思ひ、町民のみならず、関係機関、交流市町村など多方面にわたり自らの考えを示すとともに、多様な意見を拝聴し、議会と議論を深め、町政に反映することに努めてまいりました。

先ほど市郎議員がおっしゃったように、職員二百数十名いますけれども、職員の皆さんの意見も十分聞かせていただいて、町として同じ方向を見て町政を進めていこうといった気持ちで取り組んでまいりました。

新設みなかみ町が誕生して17年になろうとしています。私はこの4年間、歴代の町長の皆さんが取り組んでこられた地域活性化対策、町民の福祉向上対策、子育て支援対策など引き続き取り組んでまいりました。

4年前は、信頼の回復、町政の正常化という課題を抱え、まさにどん底からのスタートでしたが、先ほどから話のあるように、新みなかみ中学校の開校や都市計画道路の悪戸矢瀬線の開通、また谷川岳インフォメーションセンターの開設、新三国トンネルの開通など、ほかにもありますけれども、一定の成果を残すことができたというふうに感じております。

ふるさと納税を見ると、2018年が2億4,000万円だったのが、2021年には6億7,000万円と、2.8倍近くまで伸びてきました。このことは、みなかみ町に関心を持ってきている方が増えてきているのかなと、大変うれしく思っています。

町の将来展望ということですが、みなかみ町においても、少子高齢化が進み、人口減少する時代を迎えています。コロナウイルス感染症の終息もまだまだ見えてきていません。そして、地方自治体は自主的自立的な運営を行なっていく環境を整えなければいけない時期を迎えています。何よりも、今後のまちづくりをいかに行うか、みなかみ町がさらに発展できるか大きく左右する大事な時期に入ってきたと思っています。町政の信頼の回復と安定を目指してきましたが、周囲からもこの流れを続けていくべきだとの意見もあり、私もそう感じております。

これからの4年間も難しい町政運営が求められると思いますが、産官学金連携による水上、湯原地区の再開発、上毛高原駅を核としたまちづくり構想、月夜野地区の小学校統合

などの課題に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

町民皆さんの信任をいただけたなら、これからの地方自治体に置かれた厳しい環境の中であるからこそ多くの方の信頼と今までの経験を生かし、みなかみ町の新たな発展を築くことが私に与えられた責務と考え、引き続き町民の負託に応えて、町政運営に全力を傾けていく決意でございます。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（14番 高橋市郎君登壇）

14番（高橋市郎君） 鬼頭町長の力強い決意を伺うことができよかったです。

鬼頭町長、今、最後のほうに発言されたように、鬼頭町長にはまだまだやらなければならないことがあるんです。4年前は、今やらなければならないことだったんです。これからは、まだまだやらなければならないこと、継続をすることの意味合いをもちろんのこと、新しいところにも苗を植えて育てていかなければよりよき町にはなっていないのかなというふうに思います。

職員の皆さんの力添えを共に汗を流す、そういう雰囲気の中で、さらに前進をしていただくことがいいのではないかとこのように思います。町民の幸せを求めて終わることのない町政ですので、さらに進展するような町政をさらに目指していただきたいと思います。

蛇足になりますけれども、花には水を、人には愛を、人生にはユーモアをという言葉が私好きなんですけれども、そういったほんわかした町、そんな町で町民みんなが幸せを感じられるような町になるために、町長をはじめ職員の皆さんが一体となって今後とも町政運営に当たっていただくことを切に願うものであります。

余談を申し上げて申し訳なかったんですけども、以上をもって一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（山田庄一君） これにて、14番高橋市郎君の質問を終わります。

---

通告順序2          6番 窪田金嘉          1. 財政難への苦悩

議長（山田庄一君） 次に、6番窪田金嘉君の質問を許可いたします。

窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 6番窪田、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町長の決意を述べられたので、もう帰っちゃおうかなと思ったんですけども、一応やらせていただきます。

一昨年暮れに、2年後に予算が組めなくなるとお聞きしてびっくりしたんですが、私の予想では六、七年後かなと思っていたんですね。早まったのは、当然新型コロナウイルスで支出が多かったからかなと思うんですけども、行財政改革基本方針案では、切り詰めることしか手だてがないように見えますが、本当に私はそうなのかなというふうに思っ

ております。

確かにここまで来ると、なかなか手を打つのは見つからない現実があります。令和4年度、今期の予算を見せていただきました。また、令和3年度の決算書もいただいておりますので、令和2年度の決算書を見比べましたら、歳入が、計算ちょっと間違っているかもしれません、2億7,000万程度、ちょっと減少しているんじゃないかと思ったんですね。確実に町民税、固定資産税は減少していく、それから地方交付税も増える見込みがないんじゃないかなと、そういうふうを考えております。

ちょっと心配しているのは、行財政改革基本方針とおりに切り詰めて頑張った結果が、功を奏すればいいのですけれども、切り詰めてもそれ以上に歳入の減少が加速していく現状では、切り詰めても切り詰めても財政はよくなるんじゃないかと。歳入減少が加速する要因は多々ありますから。

また、今回、ロシア、ウクライナ侵攻しまして、物価の上昇がちょっと気になります。それから、町民の生活はコロナ禍でますますこれ苦しくなっていますし、それに伴ってみなかみ町の財政も逼迫していくことは当然のこととっております。そこで、みなかみ町の財政がよくなる要素はどこにあるのかなというところを探りながら、お聞きしようかなと思っております。

私は、議員なりたてのときに、令和元年3月の質問で経常収支比率と財政力指数を聞いております。そのときに町長はこうお答えになりました。経常収支比率は財政構造の弾力性を測定する比率として使われておりますと。平成30年度は95.0%、平成29年度に比べて0.4ポイント改善をいたしました。また、令和元年度はまた決算書をもらっていませんので、決算統計上の詳細な事務作業を行えないため、予算額の算出は困難でありますという内容でした。

ちなみに令和元年度の経常収支比率は95.0%、平成30年度から前期まで経常収支比率は95%を下回っていることはないんですね。また、すみません、花粉症で、経常収支比率の算出にトリックがあるんじゃないか、もしくは考え方の違いがあるように思うんですね。これは、後から質問の中に出てきます。町長が、そのことは分かり切っているんじゃないかと思っているんですけれどもね。

これからが質問です。

令和元年度3月の一般質問で、当時、桑原議会事務局長が総合戦略課の課長だったときに、経常収支比率95.0%についてお聞きしたんですね。そうしたらお答えが、経常収支比率が高まっている理由なんですけれども、一番の理由は分母であります標準財政規模が縮小、最大の理由は普通交付税の減少が要因となっておりますというふうにお答えになりました。あれから3年が経過していますが、いまだに経常収支比率は95.0%をうろうろしているように見えますが、この分母と分子の関係がいまだに同じなんだろうかとというのがまず一つ。

それから、町長は、経常収支比率を下げる取組として、公債費について毎年度の予算額以上に新たな起債を起こさないように調整することですと。経常収支比率を90%以下にすることは、ハードルが高いことは承知しておりますけれども、高い目標を掲げて行財政

改革に取り組まなければいけないというふうに考えていますというふうにお答えになっております。また、義務的経費の削減も行ってきたともお答えです。義務的経費削減を行ってきたのに、3年半前も経常収支比率が95.0%でしたが、現在も全く変わらない95.0%です。3年半を経過した今、行財政改革をどのように考えて取り組んできたのでしょうかというのが2つ目。

将来的に分母と分子の関係が変わらなければ、町長がお答えになっている経常収支比率を90%以下の高い目標に取り組んだとしても、よい結果は出にくいのではないのでしょうか。

もう一つ、ここからちょっと結果が出にくい一つとして、さっき言いましたトリックと考え方が違うんじゃないかということなんですけれども、経常収支比率には、分母である標準財政規模に臨時財政対策債が加算されているんですね。この臨時財政対策債は他の借金ですから、一般的には借金は売上金にはならないと思うんですね。計上されないのが普通じゃないかと思うんですね。

これが、なぜ借金を売上金にしているのか。この点は、民間人の私にはちょっと理解しにくいんですが、どうも国は、臨時財政対策債が地方交付税の一部としての考え方があるのではないかというふうに見ているんじゃないかと。でも、現実には借金ですから、本来の経常収支比率はもっと高い数字じゃないかと、きっと100%を超えているんじゃないかなと思うんですね。この辺が本当に経常収支比率、将来負担比率もこれは省いているんですよ。だから、どうも数値がなかなか分かりづらい、難しいなというふうに感じているんですね。

これはちょっと置いておきまして、町長の目標を達成するための具体的な、として注目すべきことは分子なんですけど、当時、課長は、分子のことは何もおっしゃらなかったんですね。ですから、きっと義務的経費だと思うんですけども、この分子を抑制できるでしょうかという、それから抑制が可能であれば、町長の目標である90%以下は可能だと私は思っております。

現実的には、でも将来的に分母が減少し続けても、今のみなかみ町を見れば一目瞭然で、また分子も増加し続けることは容易に考えられるんですね。財政調整基金も底をつく時期が迫ってきていますので、町長は、分母と分子の関係がこれからも変わらない状態ならば、何を根拠にこれから行財政改革に取り組んでいくのかなと。公債費も毎年度の予算以上に新たな起債を借りないようにするとおっしゃっているんですが、たくさんの課題を抱えている状況で本当にできるのかなということをお聞きしようかなというふうに思っています。長くてすみません。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 窪田議員のご質問にお答えします。

幾つか質問があったと思うんですけども、まず、経常経費について話させてもらいます。

町の過去3年の経常収支比率は、平成30年度、窪田議員おっしゃったとおり95%、

令和元年度は同じで95%で、令和2年度は95.1%、ちょっと数字が悪くなっている。ほぼ毎年、同水準を維持しているということで、経常収支比率とは、財政構造の弾力性を図るための指標であり、経常一般財源に対する経常経費に充当した一般財源の割合で、人件費、扶助費、公債費等などの義務的性格の経常経費に、これはどうしてもかかる経費というふうに言えるんだと思うんですね。地方税、交付税などの経常一般財源収入が、どの程度財源として充当されたかを表しているということです。この数字が低ければ低いほどいいということですね。比率が高くなるほど財政構造の硬直化が進んでいるというふうに言えます。この考え方は、この計算の方法は、以前と全然変わっておりません。

町の95%という数字は、決して比率が低いとは言いませんけれども、少子高齢化の進行による社会保障関係費の増加や、ギガスクールなどに代表されるデジタルトランスフォーメーションの推進やその運用、会計年度任用職員制度の導入、電子地域通貨の管理運用、ワーケーションやテレワークの推進など、行政活動の多様化に伴って求められる経常的な財政出動は増大する傾向にあります。それでも、経常収支比率を上昇させずに毎年度同水準を維持しているということは、町税の収納強化に継続的に取り組んできたことや事務事業評価を活用したことの成果の表れだというふうに考えております。

今年度、総合戦略課内に行財政改革推進係を設置し、行財政改革基本方針を策定しましたが、町を取り巻く環境はより厳しくなっていくものと思われまます。さらなる行財政改革の推進が必要と考えています。

それと、あれですか、臨時財政対策債の話もしましょうか。していいですか。

(「お任せします」の声あり)

**町 長 (鬼頭春二君)** 昨年の12月議会でご説明したとおり、臨時財政対策債は普通交付税の不足分として借り入れる地方債です。交付税の原資は、所得税や法人税などの国税の一部ですが、地方の財源不足額に対応し、交付税として配分すべき額に対してその収入額が不足しているため、返済金について翌年度以降の交付税措置をするという条件の下に、交付税の不足分として地方自治体に借金をさせているのが臨時財政対策債。所得税や法人税などの国税の収入額が増加すれば、臨時財政対策債の額は当然減少すると考えられます。

国において、当初は平成13年から15年までの時限措置として始まった臨時財政対策債ですけれども、今も継続されていることや、国、地方とも慢性的な財源不足に陥っていることなどから、今後も継続されていくものというふうに考えています。

町としては、その年度の臨時財政対策債とそのほかの地方債の借入合計額が、その年度の公債費額を上回らないように財政運営を行っています。これ、前の答弁と同じです。その年度の返済金より借入金のほうが少額であれば、必然的に残高は減少していきます。臨時財政対策債は交付税の不足分であるというその性質を踏まえて、そのほかの町債発行額を抑制しつつ、継続的に町債残高を減少させていくことが重要というふうに考えています。

以上です。

**議 長 (山田庄一君)** 窪田君。

(6番 窪田金嘉君登壇)

**6 番 (窪田金嘉君)** 臨時財政対策債は、町が債務者として借金ですよ。借入れですよ。だか

らそこがちょっと考えますと、じゃ臨時財政対策債が増えると経常収支比率はよくなるんじゃないですか。違いますか。これ不思議でしょう。借金が増えると経常収支比率がよくなるというのは。というのはちょっとこっち側に置いておきます。時間なくなっちゃうから。

だからこの辺がくせ者で、国は実にうまい方法を考えたなど。臨時財政対策債のような制度をよくつくったなど感心したんですね。だけれども、私は、どう見ても地方自治体の財政を苦しめているとしか思えないんですね。そんな感じがするんですよ。町長、こうやって振っていますけれども、こうならないといけないんですけれどもね。

次の質問なんですけれども、行財政改革基本方針では公債費を抑制するということが、公債費を抑制する中で臨時財政対策債を今後減少していくお考えですか、増加していくお考えですかと言ったら、減少していくとおっしゃったんだから、これもあれですかね。それで、利払い年5%以下は毎年どのぐらいの額かなど。それから、増加しますか、減少しますか。どう考えても減少するとは、僕は思えないですね。

みなかみ町は、厳密に言えば平成13年から臨時財政対策債を発行していれば、23年近く赤字体質の町になっているんじゃないかなと僕は思っています、これだと民間ではとくに倒産しているなど。倒産しないのは、後でちょっと言いますけれども、臨時財政対策債は町が債務者として発行している赤字地方債なんですね。抑制させたい気持ちはすごく伝わるんですが、国は大体国税5税が慢性的に不足して、大体30%以上の赤字国債を発行しているわけですから、こう見ても満額、地方交付税交付金は我々に満額出せるような状態ではないと思っています。ただし、景気が右肩上がりでも上向きになるとまた別ですけれどもね。

もう一つ重要なことは、過去に割り当てられた臨時財政対策債の元利償還金の財源として、新規の臨時財政対策債発行可能額が割り当てられている方式が採用されていることだと僕は思っています。過去の臨時財政対策債発行可能額に由来する当年度の元利償還金の全額が、新たな発行可能額に計上されると。このように臨時財政対策債の返済は、さらなる臨時財政対策債の借入れによって賄われる実態を考えると、みなかみ町は、今後も臨時財政対策債の発行はやむを得ないと思っているんです。そのために右肩上がりの増加傾向にあるんじゃないかと心配しているわけです。

令和4年度の予算書をちょっと見させていただきました。何か抑えているような感じもしないでもないんですね。臨時財政対策債は、国が地方交付税で全額補償してくれると言ったとしても、町が借入れをしているただの借金です。運転資金ですから、消えてなくなる資金です。補填のあるなしにかかわらず、返済が必要な借入金には間違いありません。現在、町は返済しなければならない借金、臨時財政対策債が39億円あるんじゃないかなと知っているんですが、そうでしたっけ。38億円でしたっけ。

(「46億ですね」の声あり)

- 6 番(窪田金嘉君) いいです。これも官僚は実に頭がいいなと思ったんです。幾ら返すといわれても、自分たちのツケを地方自治体になすりつける手法ですよ。経常収支比率には臨時財政対策債を分母に加えて、将来負担比率には、数値をよくするために借金である臨時財

政対策債は抜いているんですよ。これも、だからさっき言った交付税の考え方だから省けるし足せるのかなというふうに思っているんですが、本当に頭がいいなと思っています。

そんなことで、老世帯に数字以上な状況じゃないかと思っているので、何か将来負担比率も健全なようなんですけれども、もっと数値が高いんじゃないかというふうに思っています、そんなようなことを考えております。

ですから、質問としては、臨時財政対策債は増えるか減るかという、長々としゃべりましたけれども、質問はそこです。よろしくお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 国は、臨時財政対策債は交付税の不足分を割り当てているという解釈ですので、ちょっと窪田さんの捉え方とはちょっと違うんだと思うのね。ただ、これから増えるか減るかというのは、それはちょっと国の割り振りなんで何とも言い難いので、いや、うちのほうは増やしてもらえばありがたい。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 平成13年から始まりましたよね。実行すると翌年返されればチャラなんですけれども、後年度と書いてあるんです、あれね。後年度って何年ですかね。20年、30年、どれだけだ。だけれども、毎年毎年借りていったらどんどん増えて、23年で、大体23年で39億円あるわけですよ。増えているとしか、本来0なのに増えているとは思えない感じがしたんですね。感じがしただけですから。

次、行きます。

そんな感じで行きますけれども、次に、財政抑制できにくい課題として分子の社会保障費があるんですが、私は高齢者扶養率、これを聞いたんですよ、かつて。町長のお答えが、生産年齢人口がどのぐらい減少しているかという質問ですよということから、平成27年度の国勢調査結果を基盤として住民基本台帳の移動数を加減して算出した統計に、群馬県の年齢別人口統計調査結果というものがあります。この調査結果の生産年齢人口は、平成29年度が9,761人で、平成30年度が9,409人で、令和元年が9,096人、令和元年と平成29年の比較すると675人減少しています。この間は総人口も減少していることから、生産年齢人口も減少しているというふうに思っていますというふうに、私の質問で答えております。

そこで、再度、高齢者扶養率についてちょっとお伺いしようかな、あれから3年半たちましたんで。

これから質問です。

2021年度の高齢者扶養率は何%ですかという質問なんです、3年前にお聞きしたのが74%、この数値はかなり高い数値でして、私は、高齢者扶養率が財政力指数に影響があるんじゃないかなと思っています。私は、高齢者扶養率が歳入歳出のバランスの目安になり、財政力指数に影響をすることを考えております。ですから、そういうお考えですかということがまず質問ですね。

高齢者扶養率は、当然65歳以上の人口で64歳以下の人口を割った、除した数値です。

つまり64歳以下の人口が減少し、65歳以上の人口が増えれば、数値は当然大きくなっていきます。数値が大きくなっていきますと、65歳以上の人口が増えていくわけですから、財政が厳しくなっていくのは当然だと私は考えております。

非課税世帯人口も増えていくのではないかと考えています。現在、住民税非課税世帯数が2,000所帯を超えていたんですけど。そうなりますと、みなかみ町の全所帯が7,902ですから、25%の割合ですよね。かなり高い数値です。これは、今後も増えていくんじゃないかなというふうに思っています。もしかして、若者1人に対して高齢者が1.2人程度なのかなと、今ね。そうすると高齢者扶養率が83.3%と。

もしかして、こんな町には住みたくない、夢も希望もないなというふうに若者が思うんじゃないかなということを懸念しています。このまま放置すると、ある時期から人口減少、過疎がさらに加速することは容易に想像できますし、町長はこの高齢者扶養率を低くする対策を考えていらっしゃるのかなと。つまり分子を増やす、つまり生産年齢人口を増やす施策ということですね。この辺どうでしょうかという質問です。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 令和元年のときにも高齢者扶養率というお答えさせてもらっていますけれども、生産年齢人口に対する65歳以上の人口比率が高齢化扶養率というふうに言われているみたいですが、みなかみ町の……。

（「もうちょっと大きい声で」の声あり）

町長（鬼頭春二君） みなかみ町の2020年実施の国勢調査における数値で計算すると、81%なんですね。

次に、財政力指数に影響があるかどうかと、これは全くないと思っています。

高齢化扶養率を低くする対策を進める考えはあるかというご質問なんですけれども、人口減少に対する取組として、以前のご質問でもお答えしているとおり、将来的に人口構造を安定させることを目指して、様々な分野にわたる総合的な取組を長期的、短期的に推進していくことが重要だと。若者、子育て支援とかいろんなことがありますけれども、こういった総合的な支援策をやって若い人に住んでもらう、そういう施策を展開していくことが必要ではないかというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） そうですね、必要ですね。ですから、必要なことを実行していくまでやっていたかかないと、増えないんじゃないかなと思うんですね。検討するとか考えるまでだと、なかなかこれからあと何年かすると、厳しい状態がますます続くんじゃないかと思っております。

次の質問いきます。

次は、財政調整基金についてお伺いしたいと思います。

町長は、財政調整基金の質問にこう答えています。財政の状況なんですけれども、財政調整基金ですけれども、合併後の平成18年の決算では10億8,000万円ありまして。その後、少しずつ増やしていき、平成27年度の40億6,000万円をピークに、

令和元年度は31億7,000万円というふうになっていますと。そして、令和2年度の決算では27億8,000万円になりましたと。

特定目的基金と併せて基金全体の状況を見てみますと、平成18年度、24億円、ピークは財政調整基金と同じく平成28年、79億5,000万円、令和2年度は71億8,000万円で、平成28年度と令和2年度のそれぞれの基金を比較しますと、財政調整基金は12億8,000万円の減少、基金全体で見ますと7億7,000万円の減というふうになっておりますと。財政調整基金から特定目的基金に振り替わっているものもありますが、いずれにしても財政調整基金が減少している状況でありますので、緊張感を持って財政運営に当たっていききたいというふうに思っていますというふうな内容でお答えになっております。

ここから質問です。

町長は、3年前に急激な行財政改革が困難なため、歳出削減が不足する分の対応として基金を積み立てて計画的に活用していると、私の質問に答えております。当時、町長の考え方には、コロナ等なんですけれども、危機管理への対応はなかったのでしょうか。それから、財政調整基金がたまっているからいいかな、問題ないかなと思ったんでしょうかというのが一つの質問です。

町長が言われる不足分について、基金の取崩しをしたり、余裕があるときは積み立てたりして、財政運営をこれからもやっていく必要があると述べておりますと。余裕がなくなった今回、今、ただ歳出を切り詰めるだけでいいのかなと、ほかに方法あるんじゃないかと私は思っているんですね。財政調整基金が枯渇し始めたら、減債基金や特定目的基金から振り分けて予算編成をしていくのですかというのが質問です。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 若者が増えるよう、若者が住んでもらえるように、増えるようにする策は必要だったらやってくださいと、今もやっていますよ。いろんなことやっているじゃないですか。あれは全て、若者にみなかみ町に住んでもらいたいがためにやっているわけですよ。その結果、税収が伸びて収入が増えればいいなど、そういう発想でやっているわけですから、その辺、勘違いしないでください。

それと財政調整基金も、ときには減ることもありますけれども、今までやってきた若者支援であったり子育て支援であったり、そういった支援に必要なために財政調整基金を取り崩していることもあります。ですから、当然税収が少ないときは基金も少なくなるでしょう。しかし、税収が回復すればまた基金も元に戻ると、そういう財政運営をしていかなければいけないという感覚でやっていますから。

ただ、子育て支援なり若者支援なり、施策は一度始めたら今年は金がないからやめますと、そういうわけにはいかないですよ。だから、継続してやります。そのときの財源が不足が出たときには、基金を取り崩してやっていくんだと、そういう財政運営の基本です。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） じゃ、次の質問をし……。

町長は、3年前に急激な行財政改革が困難なため、これやったんでしたっけ。

(「やりましたね」の声あり)

6 番(窪田金嘉君) 厳しく言われたんで、今、動揺しましてですね。

じゃ、次の質問で。

水道事業なんですけれども、令和2年度の決算書で1,553万円の赤字が出ていると思います。令和4年度の予算も厳しいように見えます。年々赤字が増えている傾向にあるのではないかと。国の財政も借金漬けですから、みなかみよりもっとひどい財政状況になっていくんじゃないかと。財政力指数が0.43、それから経常収支比率が95.0、自主財源は40%以下、さらに財政調整基金が減少していくということになりますと、近い将来、財政難で身動きができなくなるように何となく感じるんですね。

人口減少によって所帯数は減りますよね。少子高齢化も増加していく。住民税非課税世帯も増えていくんじゃないか。こんな中で、今まで一般会計から補填すれば問題ないんじゃないかというふうに考えるんですが、予算が組めなくなっていくような状況で、水道事業は大きく影響が出てくるんじゃないかとちょっと心配しています。

ここから質問なんですけど、令和元年度の決算書では経常収支は黒字です。ただし、実質的には令和元年度は327万円の赤字、2年度は1,553万円の赤字が出ているように見えます。令和2年度決算書では、営業外収益で長期前受金戻入れが5,218万円が計上されていまして、純利益が2,470万円です。

水道事業は、黒字経営に帳簿上はなっております。これは、公営企業会計予算で3条予算と4条予算があって、2本立てでもう複雑ですよ。今回の長期前受金戻入れは3条予算に記載されていますが、4条予算には記載されていません。4条の補填財源は資本的収入には計上されませんし、本文に文言で記載されています。

このようになかなか我々民間人は理解しにくいのが、公営企業会計法というか予算なんですね。長期前受金戻入れは実質的な数字ではないんですね、帳簿上だけです。水道事業は、実質赤字体質になっているんじゃないかなと。長期前受金戻入れは、何か数字のマジックのように見えます。この辺をちょっと説明していただこうかなということが一つ。

今後、予算編成が組みにくくなっていく状況で、特別会計の補填がしにくくなり、水道事業も運営が厳しくなっていくのではないかと懸念しております。なぜかといえば、水道事業が我々町民には切実な問題だからです。今後、水道事業の健全経営をするための具体策をお聞きしたいと思っています。

澁谷監査員も意見書の中で、本町においては、山間部に集落がある、あるいは集落の中に人口が点在する。こういった状況の中で、営業収益の営業利益率、あるいは経営資本の回転率、経営資本の営業利益率、この3つの指標、こういった数字が高まるというのは、なかなか期待できるものでありませんと述べております。

水道事業は、本当に将来的には施設の老朽化も含めまして経営悪化していくことは間違いないんじゃないかと。この辺をちょっと具体的にどうしたらいいのかなというのは、悩んでいる、私も悩んでいるんですけれども、町長に聞いてみようかなということで質問しました。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町の水道事業は、令和2年度末現在で給水人口1万7,818人、年間有収水量約260万8,976立方メートルで運営しています。また、水道施設として浄水場39か所、水道水源51か所を管理し、給水を行っています。

令和2年度の水道事業会計決算では、営業収支は当年度純利益2,477万2,685円、経常収支比率106.83%となりました。しかしながら、料金収入においては前年度比3.6%の減収となり、本業である営業収益は1,553万856円のマイナスというふうになっています。マイナスの主な要因として、人口減少に比例して給水区域内人口が減少していることや節水意識の高まり、また新型コロナウイルスの感染拡大による大口事業者の使用量の減少等が影響しているものというふうに考えています。

今後においても、人口減少に伴う使用料収入の減少により、厳しい事業運営が続くと想定しています。また、町内各所に点在する水道施設の老朽化が進み、漏水事故も多発しております。このような背景から、昨年、水道事業経営戦略を策定し、現状把握を踏まえ、経営の基本方針や財政計画等、課題の取組方針を策定いたしました。

今後の事業環境として、人口減少に伴う有収水量の減少傾向が続くことを前提として捉えております。このことから、中長期的な視点で水道施設を管理運営する手法として、アセットマネジメント手法の導入を検討してまいりたいというふうに考えています。

収益的収支においては、引き続き効率的な運営に努め、収支バランスを図りながら事業運営を行ってまいりたいと考えています。資本的収支については、水道資産の現状把握の上、効率的な管理運用を図り、経費削減や水道水の安定供給を目的とする管路の更新等、老朽化対策を計画的に実施してまいりたいというふうに考えています。

また、水源の町として水道水源の確保と保全に努めるとともに、水資源の有効活用を図り、施設の統廃合にも可能な限り取り組み、持続可能な水道事業の運営に努めてまいりたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 窪田君。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 分かりました。

私、もう少し単純に井戸掘ったらどうかなど、単純にそういう備えをしておいたほうがいいんじゃないかなと。こういう山間部で点在しているし、水も、猿ヶ京ちょっと水はつらいんですけども豊富だと思うのでというような考え方を持っていましたね。安いいんじゃないかな、そのほうがと思っていました。でも、期待しています。

次の質問なんですが、町長は私の質問の中で、金は生み出せるかみたいなことを年中僕は聞いていまして、町長は自ら生み出すということはできないと。自主財源は、町が自ら徴収する収入でということでありまして、地方税が主なものでありますと。税率は地方税法に規定されておりまして、自由にそれを変えて財源確保を行うことはできませんから、そういう意味では、自分の力で生み出せる財源ということにはならないというふうに思っていますと。

自分の力で生み出せるという表現だと、私がこういうふうに財源を求めようとする提案

をすれば、何でも求められるというふうにとりえ、決してそうではないと思います。いろいろな規定がありまして、その中に税金があれば、地方税法の規定によってそれに基づく徴収をするわけですから、その裁量でどうにでもなるというものではないというふうにお答えなんです。

僕は、これから質問なんですけれども、町長は、今後予算が組めなくなっている状況において、今でも財源を生み出せないというお考えなのか。歳出は幾ら切り詰めても歳入が増えなければ、予算が組めなくなる状況は続いていくと思いますし、国依存型の考え方で、町長はどのような打開策を持っているのかな。私は、町長の裁量ではどうにもならないんでしょうかと、本当にそうなのか。私は、町長の一言で財源確保の道は開けるんじゃないかと思っているんです。考え方一つで浮きも沈みもするわけですから。町長、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っているんです。

その中に国は、ふるさと納税という自ら稼げるような制度つくったんです。これは、稼ぐという中の一つなんですけれども、稼げる方法は僕は幾らでもあると、僕の頭の中にはあるんです。

泉佐野市のふるさと納税はすごかったんですけれども、ちょっと論外ですよ。県内では、千代田町が16億円稼ぎ出して群馬県一なんです。2位が昭和村8億8,100万円、3位が草津町7億900万円。千代田町は「ビールの町」として、PRが非常に戦略的に功を奏したじゃないかと。昭和村は、村内にあるキヤノン電子工場が生産している製品を返礼品にしているんです。草津町は、直近5年間で4度1位になって、県内年間最多額の13億9,500万円をたたき出したことがあるんです。同じ観光地で、みなかみ町がちょっと策はないんじゃないかと思っけて、町長、このままでいいのですかということをお聞きしたいんです。

ただ、何か3年度は増えたと聞きまして喜んでるんですけれども、ただ県下の中で、町村の中で一番予算額が大きいですよ、139億ですか。であれば、10%の14億ぐらいは目標にして、稼いでいただくとうれしいなというふうにお思っけてるんですけれども、いかがなものかという質問なんです。

**議長（山田庄一君）** 町長。

**町長（鬼頭春二君）** 新たな税を設けることはできないという意味で、新たな財源を求められないということでお理解していただきたい。いろいろな施策を展開して若者に住んでいただくか、移住者に来てもらうか、そういった意味でいろいろな施策を展開しています。人が増えれば家屋も増えますし、そのことによって住民税なり固定資産税が増えると。そういう意味では、税収が増える努力をもちろん今までもずっとやってきましたけれども、これからもやっていかなくならないというふうにお思っけています。

ふるさと納税のお話がありました。ふるさと納税というのは、やっぱりこっちが積極的に仕掛けていくというよりも、してくれる方の気持ちが大事なんだと思っけてるんです。昭和にしろ、千代田でしたっけ、ビールの話がありました。そういう特徴的な商品として扱える町は、そういうことで特に急激に伸びるということあるんだと思っけています。ただ私は、気持的には返礼品よりも町の魅力をいかに高めていくかと、そこが重要なんじゃないかとい

うふうに思うんですね。外から見ていて、みなかみ町はあんないい町だと、もう少し応援してやろうと、そういう気になるようなまちづくりが必要なんじゃないでしょうかね。

今年、さっきも言いましたけれども6億5,000万、急激な伸びですよ。やっぱりそれだけ町に関心を持ってもらった方、私は増えたのかなというふうに理解しています。ですから、これからもよりみなかみ町の魅力を磨き高めて、皆さんに関心を持ってもらうような町にしていきたいなというそういう思いです。

議長（山田庄一君） 窪田君、質問時間終了しました。30秒でまとめてください。

（6番 窪田金嘉君登壇）

6番（窪田金嘉君） 30秒。町長に期待しています。僕は、老兵は死なず消え去るのみ、ただ消え去るのみですから、民間として頑張りますけれども、お願いします。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（山田庄一君） これにて、6番窪田金嘉君の質問を終わります。

---

散 会

議長（山田庄一君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日3月9日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（14時41分 散会）